

岐阜県公報

号外(一) 平成二十六年 四月三十日

目次

監査委員告示

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(監査委員)	一
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	二四
随時監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	二六
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	二九
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所等	(同)	三七

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十六年四月三十日

岐阜県監査委員 渡 辺 嘉 山
 岐阜県監査委員 平 岩 正 光
 岐阜県監査委員 鷗 飼 誠
 岐阜県監査委員 石 井 直 子
 岐阜県監査委員 藤 良 寛

1 平成25年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

区分	監査結果		今回措置を講じたもの	未措置		
	A	B		A	B	C
指摘事項	85	8	77			0
指導事項	58	8	50			0
本課検討事項	1	0	1			0
計	144	16	128			0

平成25年10月1日から平成26年3月31日までに知事等関係機関から通知があったもの

(注)
 指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 指導事項：是正又は改善を求める事項
 本課検討事項：本庁の所管課に対し、是正又は改善を求める事項

2 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置
 知事直轄

機関名	監査結果	講じた措置
防災課	時間外勤務手当の支給事務において、単に移動のために費やされた旅行中の時間について時間外勤務手当を支給したことにより、1件5,378円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払いとなっていた時間外勤務手当については、平成25年7月29日に収納した。 今後は、手当の支給にあたり、事務担当者以外の管理調整係員のチェック体制を強化し、再発防止に努める。

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
環境管理課	物品の管理事務において、物品の現物実査実施要領に基づき、実施機関の長は、現物実査を指示し、結果の報告を受け、これを承認することになっているにもかかわらず、平成24年度の現物実査において、そのように実施されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	今年度については、現物実査の結果報告を行っている。結果報告の重要性を認識し、現物実査後は速やかに結果報告するよう職員に徹底した。
自然環境保全課	物品の管理事務において、物品の現物実査実施要領に基づき、実施機関の長は、	今年度については、現物実査の結果報告を行っている。結果報告の重要性を認識し、現物実査後は速やかに

現物実査を指示し、結果の報告を受け、これを承認することになっているにもかかわらず、平成24年度の現物実査において、そのように実施されていなかったため、今後は適正に処理されたい。

に結果報告するよう職員に徹底した。

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜保健所	料金後納郵便代金に係る支出事務において、翌月末日まで支払うべきところ、岐阜県総合財務会計システムにおける支払日の入力誤りにより、債権者に対する1件88,570円の支払が7日遅延するとともに、遅延利息246円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。	支払遅延に係る延滞利息246円は、平成25年4月30日に「補償、補填及び賠償金」にて支払済み。 この事案については、支払期限を誤って入力したため発生したものであるが、決裁の途中で間違いに気づかなかったことが残念であり反省している。 今後、各々がその立場での確認を徹底し、より一層適正な会計事務処理が遂行できるよう職員及び組織の成長を目指していく。
	公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料49,000円が支払われていたため、職員のき損事故防止について一層の徹底を図られたい。	今回の案件は職員の不注意により後方確認を怠り発生したものであり、当該職員に対し再発防止及び安全確認を徹底するよう、事故後速やかに注意及び指導を行っている。 当所では、日に複数回使用するなど公用車の使用頻度が高く運転する機会が多いため、体調不良が運転に影響を与えることもあり、職員の体調管理を含め安全運転・安全確認に十分注意するよう、所内会議を利用して交通安全事故防止に向け注意喚起を続けている。 所内会議では、季節ごとの交通安全

<p>中瀬保健所</p>	<p>公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料145,530円が支払われていたので、職員のき損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>全運動のチャリや安全運転シートベルト等を利用し、安全運転や事故防止等、その徹底方法について工夫しながら周知を図っている。</p> <p>当該職員に対し、所属長より口頭注意を行い、今後の公用車及び自家用車の安全運転について指導を行った。また、所属長より全職員に対し、所内会議において公用車及び自家用車の運転時には交通ルールを厳守し、十分注意を払うよう注意喚起を行った。</p> <p>さらに、毎月開催する所内会議の度に、交通事故防止の周知徹底を図った。</p> <p>今後も、職員に対する日頃からの声掛けなど、職員の交通安全意識の向上により再発防止に努める。</p>
<p>東瀬保健所</p>	<p>公務中の2件の交通事故について、修繕料98,175円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>事故関係職員に、事故後速やかに安全運転の徹底及び再発防止の再教育を実施した。</p> <p>また、平成25年8月に実施した職場研修において、当保健所及び健康福祉部の今年度の交通事故の概要及び事故防止対策について説明を行い、職員の安全運転に対する意識啓発を図った。</p> <p>さらに、平成25年10月には「安全運転基本要領(指差呼称確認による安全運転)」を作成して職員に配布し、指差呼称運転の実践に取り組んでいる。</p> <p>今後とも、交通安全に心がけ、交通事故防止を徹底していく。</p>
<p>恵那保健所</p>	<p>旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成25年10月17日に収納した。また、今後の誤りを防止するため、宿泊を伴う旅行については復命時に</p>
<p>飛騨保健所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として508,370円の費用負担が発生し、また、修繕料245,847円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>行諸費を支給したことでより、1件550円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。</p> <p>公務中の1件の交通事故について、修繕料80,955円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p> <p>当該職員に対して安全運転及び交通事故防止に努めるよう強く指導した。</p> <p>今後の事故防止のため、毎日の朝礼等において担当課長、所長から安全運転の注意喚起を行い、職員の安全運転意識の向上を図っている。</p> <p>また、交通安全推進員が中心となって四半期の交通安全果民運動等と併せて職員に対して交通安全の啓発を行うとともに、平成25年12月24日に恵那総合庁舎で開催された交通安全法令講習会に出席し、講習内容を所内に周知した。</p>
<p>飛騨保健所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として508,370円の費用負担が発生し、また、修繕料245,847円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>所属職員に対して、定期的に啓発を行い、交通事故防止の徹底を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> H24.7.5 夏の交通安全果民運動にあわせ、発生した事故を事例として、出張時の事故防止、安全運転について徹底した指導を行った。 H25.6.21 公用車事故から1年をむかえ、発生した事故を事例として、出張時の事故防止、安全運転について徹底した指導を行った。 毎月2回開催している課長、係長会議で交通安全、事故防止、飲酒運転防止について注意喚起を行い、各係員へ周知している。当該職員に対して、交通事故に対して注意及び指導を行った。

<p>衛生専門学校</p>	<p>旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件2,200円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成25年10月29日に収納した。今後の防止策として、全職員に対し旅費データの入力に際し留意すべき点等の周知徹底を行うとともに、決裁回覧の際、担当・出納員がより厳重な審査を行うなどの措置を講じるものとする。</p>	<p>H24.6.21 当該職員から事故状況の説明を受けた後、所属長から交通事故防止について口頭注意を行った。 H24.9.28 事故相手の損害賠償内諾を受け、所属長から交通事故による損害の大きさ等、口頭注意を行った。 H24.11.28 物品の損傷事故に係る職員の賠償責任について(通知)により、所属長から、安全運転、交通事故防止の口頭注意を行った。 H25.3.29 総務部長からの処分通知により、所属長から交通事故に対する注意及び指導を行った。</p>
<p>希望が丘学園</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として405,000円の費用負担が発生し、また、修繕料247,496円が支払われていたのについて一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対しては、事務局長及び安全運転管理者から、改めて安全運転の注意喚起をした。また、所属としては、毎月行う学園職員総会や管理会議、連絡調整会議において、機会あるごとに、所属長や幹部職員が職員に対し安全運転を注意喚起し、職員の交通事故防止について一層の徹底を図っている。</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成25年8月22日に収納した。また、今回の指摘の事実をすべて</p>
<p>東瀬子ども相談センター</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件</p>	<p>旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件1,100円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>1,140円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>工業技術研究所</p>	<p>旅費の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず、旅行諸費を支給したこと及び旅行行程を誤ったことにより、1件100円が過払いとなっていた。 2 旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成25年8月8日に収納した。支払不足となっていた旅費については、平成25年8月12日に支払った。今後は、このような支給誤りが発生しないよう、旅行行程の確認、宿泊を伴う旅行における旅行諸費の取扱いについて、所内職員に旅費制度の周知を行うとともに、承認者のチェック体制の強化を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	<p>の職員に知らせた上、旅行命令(復命)入力の際には、旅行行程を含めたすべての項目について、誤入力の無いよう注意を払って入力を行うよう指示した。 加えて、予算入力担当者及び決裁者は回議された旅行命令(復命)入力について細心の注意を払ってチェックを行い、支給誤り等の防止に努める。</p>
<p>観光課</p>	<p>旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件1,100円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成25年9月20日に収納した。今後は、課内職員に旅費制度の周知を行い、チェック体制を強化するなど、支給誤りが無いよう事務処理を行う。</p>	<p>1,140円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>機関名</p>	<p>工業技術研究所</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成25年8月8日に収納した。支払不足となっていた旅費については、平成25年8月12日に支払った。今後は、このような支給誤りが発生しないよう、旅行行程の確認、宿泊を伴う旅行における旅行諸費の取扱いについて、所内職員に旅費制度の周知を行うとともに、承認者のチェック体制の強化を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	<p>1,140円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>監視結果</p>	<p>旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件1,100円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成25年8月8日に収納した。支払不足となっていた旅費については、平成25年8月12日に支払った。今後は、このような支給誤りが発生しないよう、旅行行程の確認、宿泊を伴う旅行における旅行諸費の取扱いについて、所内職員に旅費制度の周知を行うとともに、承認者のチェック体制の強化を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	<p>1,140円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>講じた措置</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成25年8月8日に収納した。支払不足となっていた旅費については、平成25年8月12日に支払った。今後は、このような支給誤りが発生しないよう、旅行行程の確認、宿泊を伴う旅行における旅行諸費の取扱いについて、所内職員に旅費制度の周知を行うとともに、承認者のチェック体制の強化を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成25年8月8日に収納した。支払不足となっていた旅費については、平成25年8月12日に支払った。今後は、このような支給誤りが発生しないよう、旅行行程の確認、宿泊を伴う旅行における旅行諸費の取扱いについて、所内職員に旅費制度の周知を行うとともに、承認者のチェック体制の強化を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	<p>1,140円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>商工労働部</p>	<p>旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件1,100円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成25年8月8日に収納した。支払不足となっていた旅費については、平成25年8月12日に支払った。今後は、このような支給誤りが発生しないよう、旅行行程の確認、宿泊を伴う旅行における旅行諸費の取扱いについて、所内職員に旅費制度の周知を行うとともに、承認者のチェック体制の強化を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	<p>1,140円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>

セラミックス 研究所	1件450円が支払不足と なっていた。	
地域産学官連携科学技術 振興事業補助金事業業務委 託に係る契約事務において、 岐阜県セラミックス研究所 契約審査会設置要綱に基づ く契約審査会が開催されて いなかったため、今後は適 正に処理されたい。	今後は、受託研究に伴い外部資金 の収入事務が発生する場合は、契約 相手や契約金額により契約審査会開 催が必要かどうかを関係法令により 十分確認し、適正に処理するととも に、内部チェックを強化し、再発防 止に努める。	

農政部

機関名	監査結果	講じた措置
検査監督課	旅費の支出事務において、 目的地と宿泊施設との間の 移動に要する経費が発生し ていないにもかかわらず旅 行諸費を支給したことによ り、2件3,300円が過払い となっていたので、速やか に措置するとともに、今後 は適正に処理されたい。	過払いとなっていた旅費について は、平成25年8月2日及び同年8月 6日に収納した。 今後、旅費の支出事務において、 目的地から宿泊地までの距離や交通 手段を本人に確認するなど、関係諸 規程に従い適正な執行に努める。 目的地から宿泊地への交通費が発 生しない場合は旅行諸費を支給しな いことこのルールの徹底と、宿泊旅費 の命令・復命時の決裁ルート内での 旅行者と承認者との再チェックに より再発の防止を徹底した。

岐阜農林事務 所	公務中の1件の交通事故 について、損害賠償金とし て5,000円の費用負担が発 生していたので、職員の交 通事故防止について一層の 徹底を図られたい。	事故を起こした職員に対し、嚴重 に注意するとともに、発生原因を踏 まえた自動車運転時の注意事項につ いて指導した。 また、四半期毎の交通安全運動、 毎月開催する所内会議、課単位で実 施する朝礼など様々な機会を捉え、 より一層交通安全・交通事故防止に 努めるよう各職員に注意を喚起した。 なお、自動車を使って出張する職
-------------	--	---

公務中に車両を損傷させ た1件のき損事故について、 修繕料59,724円が支払われ ていたので、職員のき損事 故防止について一層の徹底 を図られたい。	員には、必ず上司が安全運転につい て注意を促すなどして交通事故防止 の徹底を図っている。 事故を起こした職員に対し、嚴重 に注意するとともに、発生原因を踏 まえた自動車運転時の注意事項につ いて指導した。 また、四半期毎の交通安全運動、 毎月開催する所内会議、課単位で実 施する朝礼など様々な機会を捉え、 より一層交通安全・交通事故防止に 努めるよう各職員に注意を喚起した。 なお、自動車を使って出張する職 員には、必ず上司が安全運転につい て注意を促すなどして交通事故防止 の徹底を図っている。
--	---

可茂農林事務 所	公務中の1件の交通事故 について、損害賠償金とし て41,738円の費用負担が発 生し、また、修繕料3,833 円が支払われていたので、 職員の交通事故防止につい て一層の徹底を図られたい。	所属長より、当該職員に対し、事 故の再発防止及び安全運転遵守につ いて注意・指導を行った。 また、当該事故を踏まえ、例月の 所内会議において、安全運転管理者 が時期に応じた交通安全情報の提供 や安全運転指導及び注意喚起等を行 うことにより、定期的な交通安全教 育を実施している。 今後も引き続き、職員に一層の周知 徹底を図り、事故の再発防止に努め る。
-------------	---	---

恵那農林事務 所	公務中の1件の交通事故 について、損害賠償金とし て65,650円の費用負担が発 生していたので、職員の交 通事故防止について一層の 徹底を図られたい。	安全運転管理者から本人に対し、 安全運転・安全確認の徹底について 一層の注意喚起を促した。 また、所属職員に対し、毎月開催 する所内会議及び毎週開催する課長 会議の度に、交通法規の遵守、安全 運転の励行、交通事故防止について 一層の周知徹底を図った。
下呂農林事務	旅費の支出事務において、	過払いとなっていた旅費について

<p>所</p>	<p>最も合理的かつ経済的な方法によらないで鉄道賃を計算したことにより、1件3,000円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>は、平成25年12月10日に収納した。遠距離の移動を伴う公共交通機関での旅行において、財務会計システムで行程を入力する際に、発着地の解釈を誤り入力していたものであり、所員全員に注意喚起して再発防止を図った。(原因：公共交通機関(JR)での移動の際には、出発駅を発地、最終到着駅を着地として入力すれば正しい交通賃が計算されること、途中の乗換駅での乗換えの都度、その駅を着地及び発地として登録していたため、旅費が過大に計算されたもの。)また、旅費審査を複数にて慎重に審査するよう再度徹底を図った。</p>	<p>中山間農業研究所</p>	<p>旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件1,100円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成25年6月13日に収納した。今後は、出張者から宿泊場所と勤務先の場所が記載された地図を提出させ、宿泊場所と勤務先の距離及び交通賃の発生の有無について確認するなど、適正な事務処理に努める。</p>
<p>河川環境研究所</p>	<p>旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件550円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成26年1月21日に収納した。職員全体会議の場で旅費制度を説明し、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していない場合は旅行諸費を支給しないこと（ルール）を周知徹底した。(平成25年11月1日：本所、平成25年11月11日：支所) また、宿泊旅費の命令・復命時に旅行者、承認者との間で相互チェックを強化した。</p>	<p>農業大学校</p>	<p>時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定の労働時間を超えた勤務時間に対して25/100を支給すべきところ、超えていない時間について時間外勤務手当の支給をしていたことにより、1件2,712円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなっていた時間外勤務手当については、平成25年9月30日に収納した。 今後は、25/100を支給する週の勤務状況を、週休振替通知、前月等の時間外勤務命令簿を複数の職員にて確認し、適正に処理するように努める。</p>
<p>中央家畜保健衛生所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として10,500円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>職員の交通事故防止については、従来から交通法規の遵守・安全運転の励行等事故防止に努めてきたところであるが、一層の徹底を図るため、以下の措置を講じ、毀損事故等防止に努めている。 ・ 所属長より当該職員に対し、今回の事故に対し嚴重注意を行うとともに、今後の安全運転・安全確認の徹底を指導した。 ・ 所属長より所属職員に対し、毎月の職員会議において、交通法規の遵守、安全運転・安全確認の徹底を指導している。</p>	<p>畜産研究所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として28,500円の費用負担が発生し、また、修繕料893,865円(うち相手方負担分37,000円)が支払われていたのについて一層の徹底を図られたい。</p>	<p>当該職員に対しては、所属長から嚴重な口頭注意を行い、交通事故防止について今後一層の注意喚起を促した。 また、所属内の職員に対しては、毎月の職員会議等において、職員一人ひとりが交通安全意識を持って、道路交通法に基づく交通ルールを遵守するよう注意喚起を行うとともに、公用・私用を問わず「ゆとりを持った安全運転」に心掛けるよう交通事故防止について周知徹底を図っている。</p>

<p>飛騨県家畜保健衛生所</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件1,760円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成25年12月5日に収納した。今後は、このような支給誤りがないよう旅行行程等の確認を確実に行うとともに内部チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。</p>	<p>職員が出張する際、上司・同僚から安全運転・事故防止等の声掛けを行う。 公用車のダッシュボードに注意喚起シールを貼付し、事故防止の徹底を図る。「交通法規の遵守、安全運転の徹底!」「右左折・後進時、安全確認の徹底! (死角要注意!)」 今後、公務中はもとより、私用中においても交通事故、違反の防止に心がけるよう、機会あるごとに、重ねて周知徹底を図る。</p>									
<p>林政部</p>												
<p>機関名 森林研究所</p>	<p>監査結果 旅費の支出事務において、次の不適正な事務処理が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず、旅行諸費を支給したこと等により、16,765円が過払いとなっている。 2 指定宿泊施設の宿泊料が宿泊料定額を超えてい</p>	<p>講じた措置 過払いとなっていた旅費については、平成25年9月4日に収納した。今後の取組みとしては、管理調整係が担当1名と出納員の2名体制であるため、旅費及び支出関係の調査の決裁時における各部長・係長を含む複数職員によるチェックをより徹底し、また、今回のような事案については、人事課等関係部署との相談を確実に行うなどして適正な事務処理を図り、再発防止に努める。</p>	<p>たにもかかわらず、増額のための調整を行わなかったこと等により、4,281円が支払不足となっていました。</p> <p>県土整備部</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="885 1167 1173 1335"> <p>機関名 岐阜土木事務所</p> </td> <td data-bbox="885 1335 1173 1646"> <p>監査結果 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として160,522円の費用負担が発生し、また、修繕料90,300円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。</p> </td> <td data-bbox="885 1646 1173 2098"> <p>講じた措置 交通事故防止を徹底するため、事故発生の翌日に、メールで全職員に対し「交通安全」「安全運転の励行」について周知を図った。 当該職員に対しては、順書を徴取し、今後一層の注意喚起を促した。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="762 1167 885 1335"> <p>機関名 揖斐土木事務所</p> </td> <td data-bbox="762 1335 885 1646"> <p>監査結果 道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として1,049,836円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。</p> </td> <td data-bbox="762 1646 885 2098"> <p>講じた措置 木の枝の落下箇所については、現場付近の木の枝を伐採した。また管内道路について、道路パトロール等に樹木の繁茂状態についても注視し、通行の障害となる可能性のある樹木については事前に伐採等の対応を実施していく。 落石箇所については、現場付近の浮石調査を行い除去するとともに、落石防護柵の嵩上対策を行った。 路面の陥没箇所については埋戻しを行うとともに、周辺の路面下空洞箇所調査を行い、陥没の可能性のある箇所（1箇所）について空洞の埋戻しを行った。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1167 762 1335"> <p>機関名 美濃土木事務所</p> </td> <td data-bbox="159 1335 762 1646"> <p>監査結果 公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料172,263円が支払われていたため、職員のき損事故防止について一層の徹底を図られた。</p> </td> <td data-bbox="159 1646 762 2098"> <p>講じた措置 当該事案について、発生後直ちに課長会議や朝礼等を利用し、所属職員に対して交通安全意識の徹底を図るとともに、交通事故について指導を行った。 常日頃より、機会あるごとに、交</p> </td> </tr> </table>	<p>機関名 岐阜土木事務所</p>	<p>監査結果 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として160,522円の費用負担が発生し、また、修繕料90,300円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。</p>	<p>講じた措置 交通事故防止を徹底するため、事故発生の翌日に、メールで全職員に対し「交通安全」「安全運転の励行」について周知を図った。 当該職員に対しては、順書を徴取し、今後一層の注意喚起を促した。</p>	<p>機関名 揖斐土木事務所</p>	<p>監査結果 道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として1,049,836円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。</p>	<p>講じた措置 木の枝の落下箇所については、現場付近の木の枝を伐採した。また管内道路について、道路パトロール等に樹木の繁茂状態についても注視し、通行の障害となる可能性のある樹木については事前に伐採等の対応を実施していく。 落石箇所については、現場付近の浮石調査を行い除去するとともに、落石防護柵の嵩上対策を行った。 路面の陥没箇所については埋戻しを行うとともに、周辺の路面下空洞箇所調査を行い、陥没の可能性のある箇所（1箇所）について空洞の埋戻しを行った。</p>	<p>機関名 美濃土木事務所</p>	<p>監査結果 公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料172,263円が支払われていたため、職員のき損事故防止について一層の徹底を図られた。</p>	<p>講じた措置 当該事案について、発生後直ちに課長会議や朝礼等を利用し、所属職員に対して交通安全意識の徹底を図るとともに、交通事故について指導を行った。 常日頃より、機会あるごとに、交</p>
<p>機関名 岐阜土木事務所</p>	<p>監査結果 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として160,522円の費用負担が発生し、また、修繕料90,300円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。</p>	<p>講じた措置 交通事故防止を徹底するため、事故発生の翌日に、メールで全職員に対し「交通安全」「安全運転の励行」について周知を図った。 当該職員に対しては、順書を徴取し、今後一層の注意喚起を促した。</p>										
<p>機関名 揖斐土木事務所</p>	<p>監査結果 道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として1,049,836円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。</p>	<p>講じた措置 木の枝の落下箇所については、現場付近の木の枝を伐採した。また管内道路について、道路パトロール等に樹木の繁茂状態についても注視し、通行の障害となる可能性のある樹木については事前に伐採等の対応を実施していく。 落石箇所については、現場付近の浮石調査を行い除去するとともに、落石防護柵の嵩上対策を行った。 路面の陥没箇所については埋戻しを行うとともに、周辺の路面下空洞箇所調査を行い、陥没の可能性のある箇所（1箇所）について空洞の埋戻しを行った。</p>										
<p>機関名 美濃土木事務所</p>	<p>監査結果 公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料172,263円が支払われていたため、職員のき損事故防止について一層の徹底を図られた。</p>	<p>講じた措置 当該事案について、発生後直ちに課長会議や朝礼等を利用し、所属職員に対して交通安全意識の徹底を図るとともに、交通事故について指導を行った。 常日頃より、機会あるごとに、交</p>										

<p>郡上土木事務所</p>	<p>道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として201,420円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>通事故防止については注意喚起しているが、より一層交通事故防止に努めるよう繰返し注意喚起を図る。</p>	<p>1 道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として122,178円の費用負担が発生していた。 2 河川管理上の1件の事故について、損害賠償金172,777円が支払われていた。</p> <p>図り、事故防止に努める。</p>
<p>可茂土木事務所</p>	<p>道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として681,470円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>損害賠償事故の原因となった危険箇所については、事故発生後直ちに緊急点検を行い、必要な緊急対策及び恒久対策を実施した。 道路管理上の事故については、今後とも道路パトロール等により、道路管理を一層強化し事故防止に努める。</p>	<p>時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振替等がでなかった勤務時間に係る支給割合の誤りにより、58件59,489円が過払いとなっていたほか、6件13,433円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>過払いとなっていた時間外勤務手当については、平成25年10月18日、21日、23日、24日、28日、11月1日、5日に全て収納し、支払不足となっていた時間外勤務手当については、平成25年11月21日に支払った。 今回の誤りは、人事給与システムの支援機能を利用していなかったことが原因の一つと考えられるため、今後は支援システムを利用することとし、併せて複数の職員による確認を行うことで課内におけるチェック機能強化を図る。</p>
<p>多治見土木事務所</p>	<p>道路占用料に係る延滞金の収入事務において、消滅時効が完成したにもかかわらず、延滞金100円を不納欠損整理決議書により整理していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該債権については、予備監査終了後、直ちに不納欠損整理決議書により整理した。 今後は、複数人により債権管理を行い、整理漏れ等が生じないように対処する。</p>	<p>道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として68,555円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p> <p>事故発生後は、ロツクネットに詰まった石の除去及び上部の斜面を調査し、浮石の除去を行った。また、落石が車道へ転がり出さないようロツクネットの裾部を増設し、アンカーで固定した。今後の道路パトロールにおいても落石状況を注視していく。 管内道路は、急峻な地形の中にあるため、落石等が発生しやすい環境にあるため、道路管理についてはより一層力を入れ、事故防止に努める。</p>
<p>高山土木事務所</p>	<p>道路及び河川管理上の2件の事故について、次の損害を県に与えていたので、パトロールの強化等道路及び河川管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>	<p>該当箇所については、直ちに再発防止措置を講じており、道路管理においては管内全路線について道路パトロールを強化し、事故防止及び道路管理の徹底に努める。 また、河川においてもパトロールを強化し、河川管理の一層の徹底を</p>	<p>県道敷地上(路肩)に不法投棄された建設廃材の回収により生じた道路維持費用に係る負担金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後</p> <p>不法投棄の対応は、通常、委託業者への回収業務指示、業務完了確認、業務委託料の支払で完結するが、今回の事例は投棄物に物的証拠があり警察署へ照会し原因者を特定する三課</p>

<p>古川土木事務所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として246,424円の費用負担が発生し、また、修繕料388,605円（うち相手方負担分16,581円）が支払われていた。そのため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>は適正に処理されたい。 1 原因者が納入すべき負担金を原因者以外の者から納入させていた。 2 収入科目を分担金及び負担金とすべきところ、諸収入としていた。</p> <p>(総務課、施設管理課、道路維持課)の連絡調整不足と情報共有の不備が認められた。 今後は情報共有を徹底し、「道路付属物等復旧工事の取扱い要領について」に従い適正な事務処理を行う。 なお、再発防止に向けた具体的な措置として委託業者への業務指示書に下表(チェック表)「ム印を押し、各課の情報共有を図る。(不法投棄事案に限定) チェック表</p> <table border="1" data-bbox="715 678 1034 1059"> <tr> <td>警察署への原因者照会 (年月日)</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>警察署から回答 (年月日)</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>原因者の特定 (年月日)</td> <td>可・否</td> </tr> <tr> <td>委託業者への支払い年月日 (年月日)</td> <td></td> </tr> </table> <p>当該職員に対しては、顧末書を提出させ、今後一層の注意喚起を促した。所属としては、毎月の朝礼の他、所内課長・係長会議、職場研修実施時に、職員に対し交通安全と事故防止について周知徹底を図った。 今後も、日頃からの声かけを行い、職員の交通安全意識を向上させ再発防止に努めることとする。</p>	警察署への原因者照会 (年月日)	有・無	警察署から回答 (年月日)	有・無	原因者の特定 (年月日)	可・否	委託業者への支払い年月日 (年月日)	
警察署への原因者照会 (年月日)	有・無									
警察署から回答 (年月日)	有・無									
原因者の特定 (年月日)	可・否									
委託業者への支払い年月日 (年月日)										
<p>都市建設部</p>										
<p>機関名 公共建築住宅課</p>	<p>監査結果 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金とし</p>	<p>講じた措置 事故を起こした職員に対し、改めて安全運転を心掛けるよう指導する</p>								
<p>振興局</p>										
<p>中濃建築事務所</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料465,500円が支払われていた。職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>とともに、他の職員に対しても交通安全について周知徹底を図った。</p> <p>事故を起こした職員に対し、改めて安全運転に心掛けるよう指導した。また、他の職員全員に対しては、安全運転については、日頃から努めるよう指導しているが、今回の件を機に、運転する職員の体調を充分把握し、体調管理を万全にして運転するよう、一層の徹底を図った。</p> <p>施設管理担当と総務担当の双方で許可更新の情報を共有するよう体制を強化し、更新の時期を逸しないよう対処した。</p>								
<p>東部広域水道事務所</p>	<p>市が管理する道路に埋設した送水管の占用許可更新申請8件について、更新申請が行われておらず、1年以上失効していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>事故を起こした職員に対し、改めて安全運転に心掛けるよう指導するとともに、交通安全に関する職場研修として、毎週開催する課長・場長会議で交通安全に関する資料を配布し、交通安全に対する全職員への周知及び事故防止の啓発を実施した。</p>								
<p>振興局</p>										
<p>機関名 西濃振興局</p>	<p>監査結果 公務中の1件の交通事故について、修繕料31,343円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>講じた措置 該当職員に対して、今後、車の運転に際して事前に周囲の情報収集に努め、車両の損傷の恐れがないかの確認をし、細心の注意を払い運転するよう指導した。</p>								

<p>また、局内職員に対して、課長会議を通じて機会ある毎に事故防止の周知徹底を図っている。</p>	<p>金額と書類間の整合性のチェックを行うこととし、特に重点的にチェックを行う者として、書類間の整合性のチェックについては事務長補佐が、総合的チェックについては、事務部長（出納員）が行うことで適正な事務処理に努める。</p>
<p>教育委員会</p> <p>機関名 監査結果</p> <p>特別支援教育課</p> <p>旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、2件1,100円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>講じた措置</p> <p>過払いとなっていた旅費については、平成25年8月12日、平成26年8月16日に収納した。 今後は、旅費担当者による用務先と宿泊先の位置関係及び交通実費の有無の確認を徹底するとともに、課内職員に旅費制度の周知を行い、担当係員と出納員で確認をする体制とし、適正な事務処理に努める。</p>	<p>岐阜工業高等学校</p> <p>平成23年度及び平成24年度の消耗品等購入に係る支出事務において、債権者から送付された請求書を長期間放置するとともに、不当に遅延させた日付による収受印を押印し、また、その一部については請求書の日付を改ざんすることにより、債権者に対する78件1,758,979円の支払が最大284日遅延するとともに、遅延利息14,200円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。</p> <p>会計処理件数が膨大になったことに起因することから、計画的な物品調達を行うことにより、経費削減に努めるとともに再発防止を図る。 また、調達一覧表を作成し、事務処理の進捗管理を徹底することにより、支払遅延を含めた不適正処理の予防を図る。</p>
<p>可茂教育事務所</p> <p>旅費の支出事務において、宿泊研修を引率した教職員の旅費を計算する際に、児童のためP T Aが負担した金額を控除し計算したことにより、県が負担すべき3件24,546円が支払われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>支払不足となっていた旅費については、平成25年12月18日に支払った。また、平成25年12月20日に学校からP T A会計に入金されたことを確認した。 旅費の支給事務に当たっては、今後このようなことがないよう、各小中学校に対して指導した。 教育事務所においては、旅費審査の確認をさらに徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	<p>揖斐高等学校</p> <p>行政財産の目的外使用に係る使用料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 土地の使用期間が1年に満たないものの使用料について、月割により計算していなかったため、1件15,000円を過大に徴収していた。 2 収入科目を使用料及び手数料とすべきところ、財産収入としていた。</p> <p>過大に徴収していた土地使用料15,000円については、平成26年3月14日に返還した。 今後、一年に満たない使用期間の使用料が発生したときは、月割により計算し徴収する。 また、収入科目についても、書類作成時及び決裁時において使用料及び手数料が財産収入かの確認を徹底する。 今後は、会計研修等へ積極的に参加し、振興局出納課等との連絡を密にするなどし、会計規則の理解度を高め、慎重に会計事務にあたるよう努める。</p>
<p>現代陶芸美術館</p> <p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件640円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	
<p>加納高等学校</p> <p>消防設備保守点検業務に係る委託料の支出事務において、仕様書に示した点検</p>	<p>過払いとなっていた委託料については、平成26年1月29日に収納した。今後は、これまでに以上各職員が</p>

不誠高等学校	旅費の支出事務において、最も合理的かつ経済的な方法によらないで鉄道賃を計算したことにより、1件480円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払いとなっていた旅費については、平成26年1月10日に収納した。今後の対応において、旅費担当者が旅行行程を出張者に確認のうえ旅費計算を行い、復命時には事務長が確認することとし、チェック体制の強化を図る。	多治見工業高等学校	備品購入等に係る支出事務において、債権者から送付された請求書を長期間放置するとともに、不当に遅延させた日付による收受印押印により、債権者に対する23件1,923,406円の支払が最大90日遅延するとともに、遅延利息3,900円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。	複数の目で随時、執行状況をチェックし速やかな業務処理が行えるよう次のように事務処理体制を改めた。 1 事業別・節別単位での支払い案件ごとに進行管理表を共有フォルダ内に作成し、事務室全体で事務処理の進捗状況を管理するなど内部けん制機能を強化した。 2 支払期限の迫った案件については、起案者に対し進捗状況を確認、助言、指導を行い、速やかな業務処理を行う体制とした。									
郡上高等学校	公衆電話業務委託に係る収入事務において、電話料金委託手数料等319円を過少に測定していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	公衆電話業務委託料等319円については、4月のNTT口座振替分を除いて電話料金委託手数料等319円を含め全額を測定し、平成26年3月31日収納した。 今後は、収入事務において、会計員、出納員相互によるチェックを強化し、適正な会計処理に努める。	加茂高等学校	公衆電話業務委託料等319円について、4月のNTT口座振替分を除いて電話料金委託手数料等319円を含め全額を測定し、平成26年3月31日収納した。 今後は、収入事務において、会計員、出納員相互によるチェックを強化し、適正な会計処理に努める。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1053 1070 1141 1164">恵那南高等学校</td> <td data-bbox="1053 1164 1141 1646">旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費について、旅行諸費に加え交通実費を重複して支給したことにより、1件160円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</td> <td data-bbox="1053 1646 1141 2098">過払いとなっていた旅費については、平成25年9月9日に収納した。今後は、復命書の内容と旅行経路を職員からの聞き取りを綿密に行うことで確認する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1070 1053 1164">中津商業高等学校</td> <td data-bbox="279 1164 1053 1646">公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として99,999円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</td> <td data-bbox="279 1646 1053 2098">当該職員に対して、交通事故の原因及び防止策、交通事故のたまたす影響について、個別指導を行うとともに、当該交通事故発生を受け、当日中に事故発生状況の共有と、再発防止に向けた緊急の関係職員会議を開催し、全職員に安全運転遵守について周知した。 職員の交通事故防止について、毎月開催する職員会議や毎週の朝会、随時の文書回収等で注意喚起を行うとともに、校内徐行運転、出張時の安全運転等交通事故防止の徹底を図っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1070 279 1164">中津川工業高等学校</td> <td data-bbox="159 1164 279 1646">特殊勤務手当の支給事務において、単に移動のために費やされた勤務を命じら</td> <td data-bbox="159 1646 279 2098">過払いとなっていた特殊勤務手当については、平成25年9月13日に収納した。</td> </tr> </table>	恵那南高等学校	旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費について、旅行諸費に加え交通実費を重複して支給したことにより、1件160円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払いとなっていた旅費については、平成25年9月9日に収納した。今後は、復命書の内容と旅行経路を職員からの聞き取りを綿密に行うことで確認する。	中津商業高等学校	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として99,999円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対して、交通事故の原因及び防止策、交通事故のたまたす影響について、個別指導を行うとともに、当該交通事故発生を受け、当日中に事故発生状況の共有と、再発防止に向けた緊急の関係職員会議を開催し、全職員に安全運転遵守について周知した。 職員の交通事故防止について、毎月開催する職員会議や毎週の朝会、随時の文書回収等で注意喚起を行うとともに、校内徐行運転、出張時の安全運転等交通事故防止の徹底を図っている。	中津川工業高等学校	特殊勤務手当の支給事務において、単に移動のために費やされた勤務を命じら	過払いとなっていた特殊勤務手当については、平成25年9月13日に収納した。
恵那南高等学校	旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費について、旅行諸費に加え交通実費を重複して支給したことにより、1件160円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	過払いとなっていた旅費については、平成25年9月9日に収納した。今後は、復命書の内容と旅行経路を職員からの聞き取りを綿密に行うことで確認する。												
中津商業高等学校	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として99,999円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対して、交通事故の原因及び防止策、交通事故のたまたす影響について、個別指導を行うとともに、当該交通事故発生を受け、当日中に事故発生状況の共有と、再発防止に向けた緊急の関係職員会議を開催し、全職員に安全運転遵守について周知した。 職員の交通事故防止について、毎月開催する職員会議や毎週の朝会、随時の文書回収等で注意喚起を行うとともに、校内徐行運転、出張時の安全運転等交通事故防止の徹底を図っている。												
中津川工業高等学校	特殊勤務手当の支給事務において、単に移動のために費やされた勤務を命じら	過払いとなっていた特殊勤務手当については、平成25年9月13日に収納した。												

	<p>れていない日について教育業務連絡指導手当を支給したことにより、1件200円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は支給要件の再確認の徹底強化に努めるとともに、支給基準について周知、指導を行うこととする。</p>
<p>飛騨高山高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、1件の旅行について、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 昨年度指導したにもかかわらず、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、380円が支払不足となっていた。 2 目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生しているにもかかわらず、旅行諸費550円が支払不足となっていた。</p>	<p>支払不足となっていた旅費については、平成25年12月10日に支払った。今後は旅費支出事務の確認と審査を慎重に行い、疑義の生ずる事案については所属だけで判断することなく旅費の担当者(教職員課等)に確認し、適正に処理するよう努める。</p>
<p>飛騨神岡高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、昨年度指導したにもかかわらず旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件440円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>支払不足となっていた旅費については、平成25年10月31日に支払った。今後は、特に宿泊を伴う県外出張については、用務先や移動手段の確認を複数の職員で実施するなど、旅行行程等のチェックを徹底するとともに、判断に迷う案件については、県庁関係課に問い合わせるなどにより慎重な事務処理を心掛ける。また、「岐阜県職員等旅費条例」等を遵守し、なお一層適正な事務処理に努める。</p>
<p>岐阜豊学校</p>	<p>旅費の支出事務において、最も合理的かつ経済的な方法によらないで鉄道賃を計算したことにより、1件</p>	<p>過払いとなっていた旅費については、平成25年10月22日に収納した。今後は、岐阜県職員等旅費条例等を遵守し、旅行命令書の内容を精査</p>
<p>4,040円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>公務中の草刈機操作に伴う石の飛散により、駐車中の自動車に損傷させた1件のき損事故について、損害賠償金183,322円が支払われていたので、職員のき損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>草刈機による除草作業については、日頃より慎重を期して行っているが、今回の事故を受けて、事故原因を分析し、当該職員に対して除草箇所周囲における損傷を受ける可能性のある器物の撤去を行うよう指導を行い、併せて事務職員全員にも同様の指導を行った。 また、除草作業を実施する日について、来校者に対し、事前周知を徹底することとする。</p>		
<p>警察本部</p>		
<p>機関名 岐阜本巣特別支援学校</p>	<p>機関名 交通企画課</p>	<p>監査結果 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として205,737円の費用負担が発生し、また、修繕料76,072円が支払われていたのので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>講じた措置 事故翌日の幹部会議において当該職員から事故概要の説明を受け、当該職員に対し「思い込み運転の防止」「安全確認の徹底」等指示するとともに、再発防止に向けた検討会を実施した。 その後、係ごとに幹部職員が事故概要を説明したうえで、事故防止に向けた教養を実施、 ・ 事故の原因 ・ 事故防止への取り組み ・ 事故を起こした際の対応等をテーマとした話し合いを行い、課員の自覚を促すとともに、 ・ 安全確認の徹底 ・ 思い込み運転の防止 ・ 防衛運転の徹底 ・ 時間に余裕を持った運転等による、交通事故防止意識の高揚</p>

交通規制課	交通安全施設管理上の1件の事故について、損害賠償金10,500円が支払われていたため、交通安全施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。	<p>を因った。</p> <p>事故の発生を受け、県下全警察署に交通安全施設に対する緊急点検を指示し、特に「上空の配線にゆるみはないか」「架線の接続部に腐食、破損等の異常はないか」「横断歩道橋等下部の配管等が外れていないか」について重点的に点検を行い、同種事故の再発防止を図った。</p> <p>今後、交通安全施設点検月間(年1回)や日常の警察業務を通じて外観点検を実施し、交通安全施設管理の一層の徹底を図る。</p>
高速道路交通警察隊	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として521,699円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	<p>当該職員に対し、交通事故防止意識を高揚させるため個別指導を実施するとともに、全隊員向けに交通事故発生に関する「副隊長だより」を引出した。</p> <p>引き続き、例会、朝礼において、隊員のヒヤリハット体験の発表やグループ検討会を実施して、交通事故防止の徹底を図る。</p>
機動隊	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として220,000円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	<p>当該職員に対しては、中隊長及び副隊長が、事故原因及び背景について聴取するとともに、安全確認の徹底と漫然運転の防止策について指導した。</p> <p>全隊員に対しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全事故発生状況及び原因等に関する教養資料の配布 交通事故が発生させた職員による体験談及び原因理由の発表 若手隊員等が運転する車両に幹部が同乗し、注意喚起を図る等を実施することにより、運転技術の向上と交通事故防止に関する意識高揚を図った。
岐阜北警察署	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として2,065,047円の費用負担が発生し、また、修繕料501,900円(うち相手方負担分50,190円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	<p>朝礼時には、隊長及び副隊長から、公用車交通事故の事例を挙げて、安全確認の徹底、側乗者との連携及び後方誘導の必要性について指導し、運転経路及び道路環境等に応じた運転をするよう指示することで、交通事故防止の徹底を図っている。</p>
各務原警察署	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として146,133円の費用負担が発生し、また、修繕料70,465円(うち相手方負担分21,139円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	<p>当該職員に対して、警察隊長から事故の原因、安全確認の必要性等について個別指導を行うとともに、朝会において全職員に対し副隊長及び警察隊長が具体的な事故事例を示し、交通事故防止の指導・教養を行った。</p> <p>また、運転経路の浅い職員を対象として運転技能向上訓練を実施したほか、公用車のタツシュボードに注意喚起シール「降りて誘導・確認」を貼付し、側乗者の任務意識の高揚徹底を図った。さらに公用車で過失度合いの高い交通事故を起こした職員を所属の「事故防止リーダー」に指名し、署員に対する事故防止啓発活動を行わせるとともに、本人の自覚を醸成させることとした。</p> <p>今後、朝会等の機会を通じて継続的に注意を喚起し、公用車における交通事故防止に一層の徹底を図る。</p>

	<p>能点検指導や事故防止を目的とした車両点検実習訓練を実施し、運転技能・知識の向上を図った。</p> <p>今後もし引き続き朝会等において、警務課長、交通課長から安全呼称の徹底と公用車両の適正な管理について指導するとともに、運転前には幹部による声かけを行い、職員一丸となって交通事故防止の徹底に努める。</p>	<p>行い、交通事故防止の徹底を図る。</p> <p>当該職員に対して次長が、運転中の安全確認について個別指導を実施し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>全職員に対しては、朝礼時において、事故の概要を説明するとともに、当事者から事故の反省点について発表させた。</p> <p>また、事故防止検討会を開催して、原因分析及び再発防止の意見交換を行い、意識高揚を図った。</p> <p>さらに「安全運転の励行」及び「安全運転守則」を記したカードを公用車に備え付け、注意喚起を促し交通事故防止の意識高揚を図るとともに、交通事故の事例を挙げて、原因の分析及び再発防止策について、毎日の朝礼及び毎月の定例会議において繰り返し指導を行った。</p>			
<p>保管していた証拠品車両を職員が移動する際に損傷させた1件のき損事故について、損害賠償金として110,000円の費用負担が発生し、また、修繕料102,186円が支払われていた。職員のみ損事故防止について一層の徹底を図らわたい。</p>	<p>当該職員に対しては、警務課長及び直属の課長から事故の原因、安全確認の徹底と証拠品等の取扱いについて個別指導を行った。</p> <p>全職員に対しては、例会時に警務課長から事故事例を挙げて、証拠品及び県の財産の取扱いについて指導するとともに県に与える損害について認識を深めさせ、事故防止意識の向上を図った。</p> <p>今後、朝会等機会あることに交通事故防止とともに物品等のき損事故防止の注意喚起を行い、再発防止に努める。</p>	<p>その他</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="667 1167 703 1644"> <p>機関名</p> <p>人事委員会事務局</p> </td> <td data-bbox="667 1644 703 2051"> <p>監査結果</p> <p>MMP Iの判定業務委託に係る契約事務において、人事委員会事務局契約審査会設置要綱に基づく契約審査会が開催されていないため、今後は適正に処理されたい。</p> </td> <td data-bbox="667 2051 703 2094"> <p>講じた措置</p> <p>岐阜県会計規則等の遵守を徹底するとともに、事務担当者による十分な確認及び複数の職員による書類のチェックを徹底することとし、今後は、このようなことがないよう、適正な処理に努める。</p> </td> </tr> </table>	<p>機関名</p> <p>人事委員会事務局</p>	<p>監査結果</p> <p>MMP Iの判定業務委託に係る契約事務において、人事委員会事務局契約審査会設置要綱に基づく契約審査会が開催されていないため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>岐阜県会計規則等の遵守を徹底するとともに、事務担当者による十分な確認及び複数の職員による書類のチェックを徹底することとし、今後は、このようなことがないよう、適正な処理に努める。</p>
<p>機関名</p> <p>人事委員会事務局</p>	<p>監査結果</p> <p>MMP Iの判定業務委託に係る契約事務において、人事委員会事務局契約審査会設置要綱に基づく契約審査会が開催されていないため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>岐阜県会計規則等の遵守を徹底するとともに、事務担当者による十分な確認及び複数の職員による書類のチェックを徹底することとし、今後は、このようなことがないよう、適正な処理に努める。</p>			
<p>可児警察署</p> <p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として182,532円の費用負担が発生し、また、修繕料15,414円（うち相手方負担分7,707円）が支払われていた。職員のみ交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。</p>	<p>当該職員に対しては、直属の課長及び警務課長から安全確認の徹底と漫然運転排除のための安全確認呼称の実施について指導した。</p> <p>全職員に対しては、朝礼時に副署長、警務課長から具体的な事故の見取り図等を示しながら、原因の究明、防止策についての説明の後、交通事故防止の徹底について指導した。また、若手職員を対象に、白バイ勤務員による二輪車運転訓練を実施し、運転技能の向上を図った。</p> <p>今後朝礼等において、継続的に署長、副署長及び警務課長から、安全運転守則の厳守等について指導を</p>	<p>3 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置</p> <p>知事直轄</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1167 209 1335"> <p>機関名</p> <p>防災課</p> </td> <td data-bbox="159 1335 209 1644"> <p>監査結果</p> <p>物品の処分事務において、</p> </td> <td data-bbox="159 1644 209 2094"> <p>講じた措置</p> <p>会計規則取扱要領の遵守徹底を図</p> </td> </tr> </table>	<p>機関名</p> <p>防災課</p>	<p>監査結果</p> <p>物品の処分事務において、</p>	<p>講じた措置</p> <p>会計規則取扱要領の遵守徹底を図</p>
<p>機関名</p> <p>防災課</p>	<p>監査結果</p> <p>物品の処分事務において、</p>	<p>講じた措置</p> <p>会計規則取扱要領の遵守徹底を図</p>			

<p>取得価格が100万円以上の物品の不用決定にあたり、出納管理課長に合議がされていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>るとともに、今後は事務担当者以外の管理調整係員のチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
--	---

総務部

<p>機関名 飛騨県税事務所</p>	<p>監査結果 飛騨県税事務所自動車税出張所が入居する飛騨自動車会館の建物賃借に係る契約事務において、賃借料を変更しているにもかかわらず手続を行うことなく賃借料を支払っていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 平成25年11月1日付けで建物賃借変更書を締結し、賃借料を平成25年度の金額に変更するとともに、賃借料の変更が通知により変更できるよう、建物賃借契約書約款に項目を追加した。 今後は、会計規則のみならず、関係法令を熟知し事務を行うよう係内で研修を実施し、周知徹底を図った。</p>
------------------------	---	--

環境生活部

<p>機関名 環境管理課</p>	<p>監査結果 森から生まれる環境価値普及促進事業委託契約に係る検査事務において、検査調書を作成すべきところ、完了届出書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 会計処理における検査事務の注意事項を職員全員に周知・徹底した。併せて、適切な書類審査が行われるよう会計担当者を指導した。</p>
<p>県民生活相談センター</p>	<p>平成24年度金融広報推奨事業交付金の収入事務において、交付決定の際に行うべき調定が25日遅延していたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後は交付決定日に調定をするように改める。</p>

健康福祉部

<p>機関名 健康福祉政策課</p>	<p>監査結果 キャンペーン編文清掃業務の委託契約事務において、委託業務契約に基づく委託業務完了届を徴することなく、委託料を支払っていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 本事業については、当該委託契約にかかる毎月の業務完了後の支払いの際、回議における複数での確認を徹底することとし、今後、業務完了届の徴取漏れのないよう適正に処理する。</p>
<p>医療整備課</p>	<p>旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費について、旅行諸費を支給すべきところ、交通実費を支給したところにより、3件270円が支払不足となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>支払不足となっていた旅費については、平成25年8月1日に支払った。今後は、このような支給誤りが発生しないよう、旅費関係規程に関する理解を深めるとともに、複数の職員によるチェック体制を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>高齢福祉課</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件100円が支払不足となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>支払不足となっていた旅費については、平成25年10月29日に支払った。今後は、このような支給誤りが発生しないよう、旅費関係規程に関する理解を深めるとともに、複数の職員によるチェック体制を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>岐阜地域福祉事務所</p>	<p>児童福祉費負担金の収入事務において、未納者に対する督促状を発行していないものがあつたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>収入未済一覧表で未納を確認した場合には、電話による督促は行っていたが、文書による督促を行うことを失念していた。 今後は、岐阜県会計規則第33条に基づき督促状を漏れなく発行し、納期限後20日以内に送付する。</p>
<p>西濃子ども相談センター</p>	<p>庁舎床・硝子・便所清掃業務委託に係る契約事務において、委託業務の完了届</p>	<p>庁舎の床及び庁舎の外周硝子の清掃を年2回(9月及び3月)業務委託をした。当該月の業務完了届につ</p>

<p>を受理する際に、一部の業務について記載もれがあったにもかかわらず、これをそのまま受理していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>いて毎月の業務内容（便所清掃）のみを記載した完了届を受け、業務の履行確認をしていたものである。今後は、このようなことがないよう、業務完了届については複数人による確認を再徹底し、会計事務の適正な執行を確保していく。</p>	
<p>戸倉管理業務委託及び自働防犯装置の保守業務委託に係る2件の支出事務において、契約締結日を支出負担行為整理日とすべきところ、請求書受理日を支出負担行為整理日としていたため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該指導事項を受けて、自主的に同様な事案が無いか精査したところ、修繕料の支出についても同様な事案が見えられた。今後は、同様な誤りが生じないため、特に、今回の指導事項である契約書作成を要する支出案件等の事務処理については慎重に会計処理にあたることとし、少人数所属での内部けん制機能が円滑に働くために、事務処理内容に疑義が生じた場合は飛騨振興局出納課の見解を仰ぐ等、他機関の事例を情報収集することにも、職員へは、岐阜県会計規則及び同取扱要領を熟知して会計事務に携わる旨を周知徹底し、適正な会計事務が行える体制を整えた。</p>	
<p>女性相談センター 配偶者からの暴力被害女性等の一時的保護委託業務に係る契約事務において、平成22年5月1日から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づき、契約書及び特記仕様書に係る関係条等を記載すべきところ、記載されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>該当する契約先は4施設あり、10月22日までですべての施設と適正な契約を行った。今後は、同条項の記載漏れがないように適正な事務処理に努める。</p>	
<p>商工労働部</p>	<p>中小企業課 監査結果 現金収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 現金領収証書にあらかじめ記載すべき一連番号を記載していなかった。 2 編てつして保存しておくべき現金領収証書原符を、切り離して別保管していた。 3 現金領収証書原符(写)を、調定決議書兼収入金調書の証拠書類として添付していなかった。</p>	
<p>機関名 中小企業課</p>	<p>現金収入事務において、現金領収証書にあらからじめ記載すべき一連番号を記載していなかった。 2 編てつして保存しておくべき現金領収証書原符を、切り離して別保管していた。 3 調定決議書兼収入金調書の証拠書類として添付すべき現金領収証書原符(写)を別保管していた。</p>	<p>講じた措置 1 現金領収証書に一連番号をあらかじめ記載し、対応済である。 2 現金領収証書原符を編てつして保存し、対応済である。 3 現金領収証書原符(写)を調定決議書兼収入金調書に添付することとし、対応済である。 (今後の対応方針) 事務の遂行にあたり、会計規則等を確認することを徹底する。</p>
<p>課 観光課</p>	<p>現金収入事務において、現金領収証書にあらからじめ記載すべき一連番号を記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>現金領収証書の一連番号については、直ちに記載した。今後は岐阜県会計規則等に基づき、適正に処理する。</p>
<p>産業技術センター</p>	<p>現金収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 現金領収証書にあらかじめ記載すべき一連番号を記載していなかった。 2 編てつして保存しておくべき現金領収証書原符を、切り離して別保管していた。 3 現金領収証書原符(写)を、調定決議書兼収入金調書の証拠書類として添付していなかった。</p>	<p>1 現金領収証書にあらからじめ一連の番号を記載した。 2 現金領収証書原符をまとめて編てつし、保管した。 3 すべての現金領収証書原符(写)を調定決議書兼収入金調書の証拠書類として各調書に添付した。 今後は、会計事務研修会等へ積極的に参加するなど、適正な会計事務を能力向上に努め、適正な会計事務を行う。</p>

<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件500円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>支払不足となっていた旅費については、平成25年8月9日に支払った。また、今後は適正に処理するため、行程の取扱い方法を職員へ周知した。</p>	<p>庁舎管理業務委託及びNMR(核磁気共鳴装置)保守点検業務委託に係る2件の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づき、契約書及び特記仕様書に係る条等を記載すべきところ、記載されていないので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成25年度の庁舎管理業務委託契約及びNMR(核磁気共鳴装置)保守点検業務委託契約については、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく関係条等を契約書及び特記仕様書に記載し、契約した。</p>	<p>情報技術研究所</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件770円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件770円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>			
<p>農政部</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1244 1164 1292 1635"> <p>機関名</p> </td> <td data-bbox="1244 1635 1292 2098"> <p>農産物流通課</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1197 1164 1244 1635"> <p>監督結果</p> </td> <td data-bbox="1197 1635 1244 2098"> <p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件310円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1164 1197 1635"> <p>講じた措置</p> </td> <td data-bbox="1149 1635 1197 2098"> <p>支払不足となっていた旅費については、平成25年7月24日に支払った。各職員へ今回の事例を示して、複数の用務先を移動する場合の経路の作成方法のルール徹底や、該当する出張時の命令・復命時の決裁ルート内での旅行者と承認者とのチェックを強化することにより再発の防止を徹底した。</p> </td> </tr> </table>	<p>機関名</p>	<p>農産物流通課</p>	<p>監督結果</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件310円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置</p>	<p>支払不足となっていた旅費については、平成25年7月24日に支払った。各職員へ今回の事例を示して、複数の用務先を移動する場合の経路の作成方法のルール徹底や、該当する出張時の命令・復命時の決裁ルート内での旅行者と承認者とのチェックを強化することにより再発の防止を徹底した。</p>	<p>今後は適正に処理されたい。</p>	<p>農業経営課</p> <p>岐阜県農業改良資金貸付金に係る連約金の収入事務において、未納者に対する督促状を発行していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>連約金にかかる未発行の督促状については、平成25年9月6日付けで発行した。</p> <p>なお、岐阜県農業改良資金貸付金の滞納が発生した場合、従来から借受者、当課、農林事務所、金融機関で経営改善検討会議を開催し、借受者の農業経営に対する助言、技術支援等を行い、償還に向けた指導を行っている。</p> <p>今後は、連約金の未納が発生した場合、納期限後20日以内に督促状を発行するとともに、経営改善検討会議で償還に向けた指導を行う。</p>	<p>西濃農林事務所</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として31,908円の費用負担が発生し、また、修繕料239,577円(うち相手方負担分191,661円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>当該職員に対して事故の状況について聴取り、改めて安全運転の徹底・事故防止について指導を行うとともに、所属としては所内課長会議において、交通安全意識の向上と事故防止について職員への周知徹底を図った。</p> <p>平成24年度以降は、年度当初の課長会議や課長・係長会議における交</p>
<p>機関名</p>	<p>農産物流通課</p>								
<p>監督結果</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件310円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>								
<p>講じた措置</p>	<p>支払不足となっていた旅費については、平成25年7月24日に支払った。各職員へ今回の事例を示して、複数の用務先を移動する場合の経路の作成方法のルール徹底や、該当する出張時の命令・復命時の決裁ルート内での旅行者と承認者とのチェックを強化することにより再発の防止を徹底した。</p>								
<p>旅券センター</p> <p>物品の処分事務において、廃棄した物品について物品処分等調査が作成されており、物品一覧表から除却されていないので、速やかに措置するとともに、</p>	<p>出納整理期間中であつたため、5月中に物品一覧表を訂正した。今後は、物品一覧表と現物を複数人により確認し、適正な物品管理事務に努める。</p>								

		<p>通規則遵守、事故防止の周知に加え、全国交通安全運動、綱紀粛正の徹底通知等の機会もとらえ、その都度、定例の課長会議を通じて職員に対し安全運転の励行、交通法規の遵守の徹底を行ってきた。</p> <p>さらに平成25年度からは定期的に交通安全に関する情報を文書の全員回覧やメールにより提供、注意喚起を行うことにより、職員の交通安全意識の向上を図り再発防止に努めている。</p>					
<p>郡上農林事務所</p>	<p>蜜蜂県内転飼に係る許可事務において、転飼許可証の転飼期間が転飼希望場所の土地使用承諾期間を超えていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>本件については、申請者及び土地所有者に事実確認を行った上で、双方了解のもと、土地使用承諾期間を転飼期間と同一期間に修正した。</p> <p>また、再発防止に向けて新たにチェック表を作成し、許可事務決裁に添付することとし、組織として複数名でチェックできる体制を整えた。</p>					
<p>下呂農林事務所</p>	<p>県有備品のカマクラ1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>デジタルカマクラについては現場等へ携行して使用する頻度が高く、紛失の危険が高いため、持出簿を作成して管理することとした。</p> <p>所内で持出簿管理の実施状況について調査を行い、徹底されていることを確認すると共に、備品全般の管理について再度注意喚起を図った。</p>					
<p>中央家畜保健衛生所</p>	<p>医薬品販売業許可申請手数料に係る収入証紙消印高報告において、実際の消印高とは異なる金額を報告していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今回の報告誤りの原因は、旧岐阜家畜保健衛生所と旧西濃家畜保健衛生所の合併直後であったこともあり、収入証紙消印高報告について、担当者を確認に定めていなかったため、旧岐阜家畜保健衛生所分について報告漏れが発生した。</p> <p>現在は、各種照会・回答にあたっては、担当者を定めたと見え、所内で内容を共有することはもちろん、複</p>					
<p>数でチェックを行うことにより、報告漏れや報告誤りが発生しないよう努めている。</p> <p>今後は、かかることのないよう十分チェックを行い、正確な事務処理に努める。</p>							
<p>林政部</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1085 1164 1133 1332"> <p>機関名</p> </td> <td data-bbox="1085 1332 1133 1646"> <p>森林文化アカリ</p> </td> <td data-bbox="1085 1646 1133 2098"> <p>講じた措置</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1013 1164 1085 1332"> <p>機関名</p> </td> <td data-bbox="1013 1332 1085 1646"> <p>森林文化アカリ三ー授業料の収入事務において、納期限を過ぎて納入されたことにより発生する延滞金2件4,300円の徴収手続を行っていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> </td> <td data-bbox="1013 1646 1085 2098"> <p>7月22日に対象者に延滞金の納付書を送付した。</p> <p>8月末日現在において納付の確認ができなかったため、文書及び電話にて早期納付をお願いした。</p> <p>その結果9月5日に1件(1,600円)の納付を確認し、残り1件(2,700円)についても9月19日に納付されたことを確認した。</p> <p>今後は、学生に対し授業料の納期限内納入について、入学ガイダンスや学生集会等の場を利用して指導をすることともに、納期を過ぎたものについては、早期納入を促す。</p> <p>また、納入状況を適宜把握し、納期限後納入されたものにおいて延滞金が発生した場合は、適正に徴収手続を行う。</p> </td> </tr> </table>	<p>機関名</p>	<p>森林文化アカリ</p>	<p>講じた措置</p>	<p>機関名</p>	<p>森林文化アカリ三ー授業料の収入事務において、納期限を過ぎて納入されたことにより発生する延滞金2件4,300円の徴収手続を行っていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>7月22日に対象者に延滞金の納付書を送付した。</p> <p>8月末日現在において納付の確認ができなかったため、文書及び電話にて早期納付をお願いした。</p> <p>その結果9月5日に1件(1,600円)の納付を確認し、残り1件(2,700円)についても9月19日に納付されたことを確認した。</p> <p>今後は、学生に対し授業料の納期限内納入について、入学ガイダンスや学生集会等の場を利用して指導をすることともに、納期を過ぎたものについては、早期納入を促す。</p> <p>また、納入状況を適宜把握し、納期限後納入されたものにおいて延滞金が発生した場合は、適正に徴収手続を行う。</p>
<p>機関名</p>	<p>森林文化アカリ</p>	<p>講じた措置</p>					
<p>機関名</p>	<p>森林文化アカリ三ー授業料の収入事務において、納期限を過ぎて納入されたことにより発生する延滞金2件4,300円の徴収手続を行っていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>7月22日に対象者に延滞金の納付書を送付した。</p> <p>8月末日現在において納付の確認ができなかったため、文書及び電話にて早期納付をお願いした。</p> <p>その結果9月5日に1件(1,600円)の納付を確認し、残り1件(2,700円)についても9月19日に納付されたことを確認した。</p> <p>今後は、学生に対し授業料の納期限内納入について、入学ガイダンスや学生集会等の場を利用して指導をすることともに、納期を過ぎたものについては、早期納入を促す。</p> <p>また、納入状況を適宜把握し、納期限後納入されたものにおいて延滞金が発生した場合は、適正に徴収手続を行う。</p>					
<p>県土整備部</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="351 1164 399 1332"> <p>機関名</p> </td> <td data-bbox="351 1332 399 1646"> <p>岐阜土木事務所</p> </td> <td data-bbox="351 1646 399 2098"> <p>講じた措置</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="279 1164 351 1332"> <p>機関名</p> </td> <td data-bbox="279 1332 351 1646"> <p>道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として360,753円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理</p> </td> <td data-bbox="279 1646 351 2098"> <p>事故発生現場については、直ちに点検を行い、必要な対策を実施した。</p> <p>今後とも、道路パトロールの強化、社会基盤メンテナンスや道路利用者からの情報の活用などに</p> </td> </tr> </table>	<p>機関名</p>	<p>岐阜土木事務所</p>	<p>講じた措置</p>	<p>機関名</p>	<p>道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として360,753円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理</p>	<p>事故発生現場については、直ちに点検を行い、必要な対策を実施した。</p> <p>今後とも、道路パトロールの強化、社会基盤メンテナンスや道路利用者からの情報の活用などに</p>
<p>機関名</p>	<p>岐阜土木事務所</p>	<p>講じた措置</p>					
<p>機関名</p>	<p>道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として360,753円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理</p>	<p>事故発生現場については、直ちに点検を行い、必要な対策を実施した。</p> <p>今後とも、道路パトロールの強化、社会基盤メンテナンスや道路利用者からの情報の活用などに</p>					

現代陶芸美術館	<p>物品の貸付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貸付期間が3か月を超えているにもかかわらず、あらかじめ知事の承認を得ていなかった。 2 物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録していなかった。 	<p>管理者と直接に連絡調整を行うことで、かつ物品の異動があった際に最初に情報を知りうる者であることから、その情報を得たときは会計担当と連絡を密にし、適正かつ速やかに処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 以上を踏まえた現物実査を行い、現物と物品帳簿に差異があるとき、又は会計書類と不整合があるときは、原因を調査確認のうえ、その状況を出納員から所属長に報告し、適正な処理を行う。 	岐阜総合学園 高等学校	<p>実習室空調設備更新工事に係る契約事務において、岐阜県会計規則に定める契約書の標準書式をそのまま使用したことにより、契約条項が重複するなど、記載内容に不備がみられたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>今後、事前決裁の段階で、担当者及びその上司により、契約書の内容の確認を行うなど、チェック体制の強化を図る。</p> <p>「未返却でニユアル」を作成し、それに基づき利用者の貸出状況を毎月確実に把握し、直ちに返却要請に取り掛かる体制を整えた。</p>
各務原高等学校	<p>入学金の収入事務において、納付書兼領収済通知書に押印する領収印として出納員の印章を使用していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>現在は、マニュアルに基づき毎月督促を実施しており、物品管理の徹底を図っている。特に3年生に対しては、1月上旬より重点的に返却要請を行う。</p>	岐阜工業高等学校	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を援ったまま精算を行ったことにより、1件440円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>支払不足となっていた旅費については、平成26年1月15日に支払った。今後は、岐阜県職員等旅費条例等の関係規程の内容を十分理解し、適正に処理するよう努める。</p> <p>今後は、契約事務を行う際には、業務内容をよく精査し、複数の職員により厳正にチェックする体制を整え、適正な事務処理に努める。</p>
大垣養老高等学校	<p>樹木剪定及び除草、処理業務委託に係る契約事務において、変更が見込まれる委託内容であったにもかかわらず、契約時に変更に係る取決めをすることなく、履行期間終了日に契約金額を変更し、変更後の金額で支払っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	物品の現物実査実施要領に基づき平成24年度の現物実査において、現物と物品一覧表との突合ができない物品が641件（取得金額計	平成25年5月、大量の不突合物品発生の不適切な事態を全職員が認識するべく物品管理研修会を開催するとともに、前年度の現物実査により判明した物品登録誤りなどの是正を		

<p>大垣工業高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件440円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>支払い不足となっていた旅費については、平成26年1月17日に支払った。今後は、旅費制度を十分に理解し、懸案事項が発生した場合は、担当者から出納員までが参加する検討会を開催して情報を共有し事務処理を行うような体制を取るとともに、特に複雑な案件については、事前に出納管理課に協議するなど適正に事務処理を行うよう努める。</p>	<p>65,248,020円) あったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>旅行行程を誤ったまま精算</p>
<p>加茂農林高等学校</p>	<p>物品の処分事務において、不用決定の手続きを行わないうまま、廃棄されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>全職員が物品管理の認識を深める研修を定期的に関催するとともに、管理体制を含めた物品管理システムの見直しを行い、本校独自に「管理担当者」の選任配置、物品の写真管理、「所在別備品管理リスト」の作成などにより、適正な物品管理を図っていく。</p>	<p>支払い不足となっていた旅費については、平成25年12月20日に支払った。今後は、再発防止のため、担当と出納員によるチェック体制をより強化し、相互確認を行うことを徹底する。</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件390円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>加茂高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件390円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>調査を全職員体制で実施した。調査の徹底を期するため、計画的に2月未まで実査を延長し、職員会議での確認状況報告と調査協力への要請、教頭・事務部を中心とした各部屋、皆調査や関係職員への聞き取り、会計関連書類の追跡調査を行い、2月の確認物品への「備品整理票」の張替作業と併せて最終整理を行った。結果、345件(取得金額25,533,148円)確認され、247件(取得金額35,472,669円)が廃棄による登録除去漏れと考えられ、残る49件(取得金額4,242,203円)は、不突合原因が確認されず、亡失と判断せざるを得ず、現物実査実施要領及び会計規則第203条に基づき報告を行った。</p>	<p>今後は会計員全員複数職員による旅行命令のチェック体制を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>	<p>旅行行程を誤ったことにより、2件1,020円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
<p>郡上高等学校</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算</p>	<p>支払い不足となっていた旅費については、平成25年12月20日に支払った。</p>	<p>今後は物品処分を行う際には岐阜県会計規則第99条第1項及び同取扱要領第99条関係第1項を理解、確認し処理を行うよう周知徹底するとともに、担当者、係員及び出納員が同規定の処理手続きを常に留意し、関連する添付書類との突合を行い、内容の不備の有無を審査、確認するよう体制を強化する。</p>	<p>旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算</p>

坂下高等学校	旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件380円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	支払不足となっていた旅費については、平成25年10月9日に支払った。今後は開催通知等と旅行命令書の突合を担当者と事務長により行い、確実に事務処理を行う。
中津川工業高等学校	旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件440円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	支払不足となっていた旅費については、平成25年10月15日に支払った。今後はさらに旅行命令、復命の決裁、審査にチェック表を使用することで審査項目を明らかにし強化に努めるとともに、旅行行程の確認の徹底も併せて行うこととする。
下呂特別支援学校	床下点検口の扉の取替えに係る契約事務において、見積書の徴取を省略できない契約にもかかわらず、見積書が徴取されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	今後は会計規則の取扱いについて、その都度再確認を行っていくとともに、必要書類のチェックリストを作成するなど、会計員、出納員相互による内部牽制機能を強化し、適正な会計処理に努める。

警察本部

機関名	監査結果	講じた措置
組織犯罪対策課	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として152,969円の費用負担が発生し、また、修繕料58,359円（うち相手方負担分29,179円）が支払われていた。職員の交通事故防止について一層の徹底を図ら	当該職員に対し交通事故防止の指導及び県に対する損害の発生について説明するとともに、全職員に対しては、幹部会議や全体会議で交通事故事例を示して交通事故防止について指導した。今後も幹部会議や全体会議等機会あるごとに、継続的に注意を促し、職員の交通事故防止について一層の徹底を図る。
中津川警察署	公務中の1件の交通事故	当該職員に対しては、直属の課長

	<p>について、損害賠償金として94,965円の費用負担が発生し、また、修繕料768,579円（全額相手方負担）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らな</p>	<p>及び警務課長が交通事故の状況を聴取し、事故原因の分析、防止対策を検討するとともに、今後の事故防止について指導教養を行った。また、全職員に対し、朝会、例会時に警務課長から、当該交通事故の概要及び原因を説明し、交差点通過時における対向車両等に対する安全確認、減速運転、側乗者による安全呼称の励行等を繰り返し指示手配し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>今後も、朝会、例会等の機会があることに、交通事故防止にかかる指導教養を引き続き行い、公用車を運転する際は、幹部による積極的な声かけを実施し、交通事故防止の徹底を図る。</p>
--	---	---

4 本課検討事項に基づき講じた措置
健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
生活衛生課	<p>保健所の食品衛生法第52条に基づく飲食店等営業の継続許可（飲食店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳類販売業（即売業）、食肉処理業、食肉販売業、魚介類販売業、清涼飲料水製造業、そうざい製造業、添加物製造業）及び岐阜県食品衛生条例第4条に基づく製造業及び販売業の継続許可（つけもの製造業、弁当又はそうざい販売業）事務において、申請書</p>	<p>食品衛生営業許可台帳システムを改修し、平成26年度から営業許可指図書（平成26年4月1日からは「営業許可書」と名称変更）の許可日が実際の許可処分日となるよう改善した。</p> <p>また、食品営業許可の継続申請において、申請漏れ防止等申請者の利便性を確保するため、許可有効期限の約2か月前を目安に継続申請の案内を通知しているところであり、平成26年4月から標準処理期間を40日間に見直し</p>

が保健所に到達してから処理するまでの標準処理期間は17日と定めている。
 許可書である営業許可指令書は、食品衛生営業許可台帳管理システムにより作成されているが、指令書の許可日は実際に事前の許可処分がなされた日ではなく、継続後の許可有効期間の初日となるよう自動設定されているため、標準処理期間を超過している案件が認められたことから、現行システムの見直しを行うなど、措置を講じることを検討されたい。

岐阜県認知症対策九師
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、回項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十六年四月三十日

岐阜県認知症対策九師 渡辺 正 彦 藤 田 米 穂
 岐阜県認知症対策九師 中 野 隆 井 直 良 子 眞
 岐阜県認知症対策九師 磯 石 井 直 良 子 眞

平成24年度及び平成25年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況
 1 平成24年度行政監査（テーマ監査）

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A B C
個人県民税の不納欠損処理に関する事務について	16	0	5	11
岐阜県森林・林業対策事業補助金（岐阜県森林境界明確化加速化事業費補助金）の履行確認について	5	5		0

2 平成24年度行政監査（事務事業監査）

(単位：件)

事務事業名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A B C
乗用自動車管理特別会計について	2	0	2	0

3 平成25年度行政監査（テーマ監査）

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A B C
県立学校における物品購入の事務の流れについて	11	0	0	11

4 平成25年度行政監査（事務事業監査）

(単位：件)

事務事業名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A B C

高齢者住宅整備資金貸付金の滞納整理について	10	0	0	10
-----------------------	----	---	---	----

平成25年10月1日から平成26年3月31日までに知事から通知があったもの

行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成24年度行政監査(テーマ監査)

個人県民税の不納欠損処理に関する事務について

機関名	監査結果	講じた措置
税務課	年間を通して市町村から不納欠損報告書の提出がない場合の調査について、その手法等を検討されたい。併せて、年間を通して不納欠損額がない市町村に対して、その旨の報告書の提出を求めることも検討されたい。 また、市町村課とも連携し、交付税検査の税務調査の際に、消滅時効が完成したもののについては不納欠損の整理がされているかなど、債権管理が適正に行われているかについて確認することを検討されたい。	平成26年3月18日付け税第699号岐阜県総務部税務課長通知「平成26年度以降の個人県民税の取扱事務について(通知)」により、年間を通して不納欠損額がない市町村については、その旨を翌年度4月30日までに書面で県に報告するよう、県税事務所及び市町村に通知した。併せて、翌年度4月30日までに不納欠損に関する報告がない市町村に対しては、聞き取り調査を実施するよう県税事務所に通知した。 また、平成25年度の税務調査から検査調査の不納欠損の項目に「不納欠損決議書の確認」を規定し、個人県民税の不納欠損の整理など債権管理が適正に行われているかを確認することとした。
	市町村からの不納欠損報告書の提出が遅滞した事例に鑑み、当該報告書の提出期限を設けることを検討されたい。	平成26年3月18日付け税第699号岐阜県総務部税務課長通知「平成26年度以降の個人県民税の取扱事務について(通知)」により、不納欠損の整理をした翌月末日を、不納欠損報告書の提出期限とするよう、県税事務所及び市町村に通知した。
	不納欠損理由別の把握方法について検討されたい。	平成26年3月18日岐阜県規則第5号により、岐阜県税条例施行規則第

73号様式を改正し、市町村は理由別に不納欠損額を県に報告することとした。

岐阜県税事務所
不納欠損報告書には不納欠損理由を記載する欄がないため、不納欠損の理由を適切に把握されていないことから、他の税目と同様に理由別に把握し、適正な債権管理を行われたい。

東濃県税事務所
不納欠損報告書には不納欠損理由を記載する欄がないため、不納欠損の理由を適切に把握されていないことから、他の税目と同様に理由別に把握し、適正な債権管理を行われたい。

平成26年3月18日岐阜県規則第5号により、岐阜県税条例施行規則第73号様式「不納欠損報告書」が改正され、各市に理由別の不納欠損額の報告を求めることとした。

2 平成24年度行政監査(事務事業監査)
乗用自動車管理特別会計について

機関名	監査結果	講じた措置
管財課	特別会計の歳入の約8割が一般会計からの繰入金であり、使用料収入だけでは自動車運転士の人件費を賄えていない現状にかなり懸念がある。特別会計で経理しなければならぬ必然性がないと考えられること、一般会計にすることにより、特別会計として予算管理や決算管理を行う必要がなくなり事務の効率化が見込まれることから、特別会計の廃止について検討されたい。	平成25年度をもって、乗用自動車管理特別会計を廃止した。

特別会計の廃止の検討にあわせて、今後自動車運転士が補充される見込みが低いこと、集中管理専任車の稼働率が5割を切っていることから、公用車運転業務の外部委託やハイヤーの借り上げなど、集中管理専任車の運用形態の見直しについて検討されたい。

一方で、職員の出張による公用車利用は、潜在的な需要があると見込まれることから、集中管理共用車の拡充を図るとともに、県庁各課で管理する公用車のシェアリングを導入するなど、公用車の運用について新たな仕組みを検討されたい。

平成25年1～3月に試行的に外部委託を実施し、その結果を検証するとともに他県状況の調査を実施する等、様々な方法で検討を行ったところである。その結果、緊急時の対応等外部委託にそぐわない部分があること
集中管理専任車について一定量の車及び運転士の配置が必要であること
他県においても集中管理専任車の外部委託導入は数県に留まっていること
等から、当面は最低限の運転士は維持することとし、運転士の補充を行うところである。

一方で、職員が出張時に利用できる集中管理共用車(職員自身で運転を行う形態の車両)について拡充を図ることとし、平成25年度未までに計11台の共用を開始した。

岐阜県道路課長 藤田 謙一

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百九十九条第十二項規定の期限により、岐阜県知事から随時調査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったのび、回復後の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十六年四月十四日

岐阜県道路課長 藤田 謙一
 岐阜県道路課長 藤田 謙一
 岐阜県道路課長 藤田 謙一
 岐阜県道路課長 藤田 謙一
 岐阜県道路課長 藤田 謙一
 岐阜県道路課長 藤田 謙一

平成24年度及び平成25年度随時調査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成24年度 (単位:件)

監査対象事務	監査結果 A	措置済 B	今回措置を講じたもの C	未措置 A B C
道路占用等に関する事務	6	5	1	0

2 平成25年度

監査対象事務	監査結果 A	措置済 B	今回措置を講じたもの C	未措置 A B C
報償費等の支払並びに源泉徴収票等の作成及び交付に関する事務	8	0	8	0

平成25年10月1日から平成26年3月31日までに知事から通知があったもの

随時調査の結果に基づき講じた措置

1 平成24年度

道路占用等に関する事務

機関名	監査結果	講じた措置
県土整備部(建設政策課、道路維持課、河川課、砂防課)	(本課検討事項)道路、河川及び砂防設備に係る占用許可事務の適正化については、それぞれ県土整備部の道路維持課、河川課及び砂防課から各土木事務所に対して、複数の職員による確認を行うよう通知されているが、次のとおり、その確認項目や方法にはらつきが見られる。	占用許可事務の不適正事案の再発防止を図るため、平成25年1月10日に県土整備部内関係課(道路維持課、河川課、砂防課、用地課)と土木事務所職員による、施設管理業務に係る課題・問題点、本課に対する要望等についての意見交換会を開催した。意見交換会の結果、多数の課題・問題点、要望等が出されたため、県土整備部次長をトップに本庁関係課と土木事務所職員をメンバーとした

	<p>・道路占用許可事務通知 (H21.2.9道維第504号) 占用許可申請書を受理してから回議するまでに、申請内容、占用料の額及びビシステム入力などを回議が作成した道路占用許可チェックリスト(担当者及び確認者のチェック欄あり)により、複数の職員によるダブルチェックを行ったうえで、このチェックリストを回議文書に添付すること。 ・河川占用許可事務通知 (H19.10.2河第518号) 占用許可事務の決裁及び占用許可管理システムへのデータ処理後に、許可書、許可台帳及び納入通知書を出力し、再度許可等案件と確認する際に、回議が作成したチェックシート(職員単独のチェック欄あり)により課長等複数名で確認を行うこと。 ・砂防設備占用事務通知 (H21.3.13砂第655号) 砂防設備占用の許可にあたって、砂防指定地台帳、国有財産譲与申請書に添付された国有財産特定図面、砂防設備台帳及び現地調査により砂防設備の敷地を確認する際に複数の職員により行うこと(チェック票なし)。 これらの占用許可事務は、いずれも土木事務所施設管理係で担当していること</p> <p>「県土整備部施設管理連絡調整会議」を平成25年4月より毎月開催し、現場の声を反映しながら、解決策、改善策の検討を行った。 主な検討事項は、からのどおりであるが、平成25年4月19日から同年11月28日の間に毎月開催した会議で、改善済み又は改善の方向性が決定済みである。 施設管理に係るマニュアル等の整備、改善 申請書の受理方法、公印管理 研修の充実 書類の保管、再整理 占用許可管理システム等の改修</p> <p>上記検討の中で、左記検討事項については、以下のとおり措置を講じた。 占用許可事務の適正化について、道路維持課、河川課及び砂防課で確認項目や方法にはらつきが見られるとの指摘については、土木事務所の意見を取り入れて、許可審査及び占用許可管理システム入力時における3課共通型のチェックリスト(確認者氏名(2名)及び確認日付を記入)を作成し、平成25年4月9日より活用している。 また、土木事務所に対する占用許可事務の点検・指導等内部統制機能の強化については、道路維持課、河川課、砂防課、用地課が連携し、合同チームによる立入調査を平成25年5月29日から同年10月23日にかけて全土木事務所に対して実施し、事務処理の誤りを是正を行うとともにその未然防止を図った。併せて、業務の課題などの意見聴取を行った。</p>			
<p>2 平成25年度 報償費等の支払並びに源泉徴収票等の作成及び交付に関する事務</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1164 590 1332"> <p>機関名 環境管理課</p> </td> <td data-bbox="159 1332 590 1646"> <p>監査結果 今回の不適正事案に対して執られた再発防止策が、環境管理課においては口頭周知のみであることや、対策がとられた後も2件の支払事務の遅延が見受けられたこと、また、自然環境保全課においても会議開催後の事前決裁書の起案が1件発生していることから、今後は適正に処理するとともに、早急に再発防止策の周知徹底を図りたい。</p> </td> <td data-bbox="159 1646 590 2101"> <p>講じた措置 改めて、費用弁償支払スケジュールのコピーを職員に配布し支払処理が適正に行われるよう周知徹底した。また、支払の処理状況のチェックリストを共通フォルダに保存し、相互監視によるチェック体制を確立した。 今後、支払対象者の一部の証拠書類の未提出等により他の対象者に支払遅延のおそれが生じた場合は、分離支払により、全員に遅延が生じないようにする。 その他事務処理過程において遅延</p> </td> </tr> </table> <p>から、不適正事案の再発防止のためには、できる限り事務処理の共通化・標準化を図る必要がある。 関係各課においては、この共通化・標準化にあたっては、道路占用許可における事務処理を基本として、十分な連携・調整のもと、責任の所在の明確化、決裁前の複数職員によるチェックの徹底及びそのために必要なチェックリストにより確認内容の整備を行うなど、より実効的な仕組みを築き、土木事務所に対する占用許可事務の点検・指導を行うなど、内部統制機能を強化されたい。</p> <p>なお、立入調査については、平成26年度以降も継続して実施していく。</p>	<p>機関名 環境管理課</p>	<p>監査結果 今回の不適正事案に対して執られた再発防止策が、環境管理課においては口頭周知のみであることや、対策がとられた後も2件の支払事務の遅延が見受けられたこと、また、自然環境保全課においても会議開催後の事前決裁書の起案が1件発生していることから、今後は適正に処理するとともに、早急に再発防止策の周知徹底を図りたい。</p>	<p>講じた措置 改めて、費用弁償支払スケジュールのコピーを職員に配布し支払処理が適正に行われるよう周知徹底した。また、支払の処理状況のチェックリストを共通フォルダに保存し、相互監視によるチェック体制を確立した。 今後、支払対象者の一部の証拠書類の未提出等により他の対象者に支払遅延のおそれが生じた場合は、分離支払により、全員に遅延が生じないようにする。 その他事務処理過程において遅延</p>
<p>機関名 環境管理課</p>	<p>監査結果 今回の不適正事案に対して執られた再発防止策が、環境管理課においては口頭周知のみであることや、対策がとられた後も2件の支払事務の遅延が見受けられたこと、また、自然環境保全課においても会議開催後の事前決裁書の起案が1件発生していることから、今後は適正に処理するとともに、早急に再発防止策の周知徹底を図りたい。</p>	<p>講じた措置 改めて、費用弁償支払スケジュールのコピーを職員に配布し支払処理が適正に行われるよう周知徹底した。また、支払の処理状況のチェックリストを共通フォルダに保存し、相互監視によるチェック体制を確立した。 今後、支払対象者の一部の証拠書類の未提出等により他の対象者に支払遅延のおそれが生じた場合は、分離支払により、全員に遅延が生じないようにする。 その他事務処理過程において遅延</p>		

<p>併せて、公金の取扱いと いう会計事務の重要性を改 めて認識し、収支等命令者、 会計職員としての職責意識 の向上を図らねたい。</p>	<p>が生じた場合は、経緯が明確になる よう、関係書類を保存しておく。 また、今後とも、常に会計書類の 重要性を認識し、収支等命令者、会 計職員として職責意識の向上を図っ ていく。</p>	<p>に、早急に再発防止策の周 知徹底を図らねたい。 併せて、公金の取扱いと いう会計事務の重要性を改 めて認識し、収支等命令者、 会計職員としての職責意識 の向上を図らねたい。</p>	<p>誤りのあった書類については、速 やかに訂正のうえ、平成25年10月23 日に本人、税務署、市町村へ送付し た。今後は、税法関係法規を研鑽の うえ、税務当局と随時確認しながら、 正確な事務処理に努める。</p>
<p>源泉徴収事務については、 所得税法等関係法令に基づ き適正に処理を行うことが 必要である。誤りのあった 源泉徴収票2件(うち環境 管理課1件)及び税務署及 び市町村へ提出すべき書類 については、速やかに訂正 するなどの措置を行うこと もに、今後は適正に処理さ ねたい。</p>	<p>誤りのあった源泉徴収票について は、平成25年10月23日に税務署及び 市町村に提出し、本人には平成25年 11月5日に訂正した源泉徴収票を再 発行して交付した。 今後源泉徴収事務については、所 得税法等関係法令に基づき適正に処 理するために、課内での情報共有と 相互チェックを行うこととし、事務 の間違いや遺漏のないように努める。</p>	<p>報償費については、一人 あたり日額10,500円を基本 としていたものの、事案ご とに十分な検討を行うこと なく額を増減して支給して いたことから、支給額の増 減調整の必要性を検証する とともに、増減調整が必要 な場合はその根拠の明確化 を図らねたい。</p>	<p>報償費については、一人 あたり日額10,500円を基本 としていたものの、事案ご とに十分な検討を行うこと なく額を増減して支給して いたことから、支給額の増 減調整の必要性を検証する とともに、増減調整が必要 な場合はその根拠の明確化 を図らねたい。</p>
<p>報償費については、一人 あたり日額10,500円を基本 としていたものの、事案ご とに十分な検討を行うこと なく額を増減して支給して いたことから、支給額の増 減調整の必要性を検証する とともに、増減調整が必要 な場合はその根拠の明確化 を図らねたい。</p>	<p>今後は、一人あたり日額10,500円 を原則とする。 状況により増減が必要な場合は、 根拠を明確にしたうえで、その都度 課長決裁を受けて処理する。</p>	<p>課内全職員に、会議前の事前決裁 起案の徹底など再発防止策を周知徹 底した。今後、再発防止策を徹底の うえ、適正な会計処理に努める。 また、収支等命令者、出納員、会 計職員としての職責の重大性を再認 識し、支払手続きの進捗状況の管理、 会計書類の厳正な審査を徹底してい く。</p>	<p>審議会の報償費は1人あたり1回 10,500円とし、特殊な事情がない限 り、10,500円の増減がないよう徹底 する。また、研修会・講演会講師の 報償費については、「対外交渉費等 の予算執行基準」をふまえて支給す る。</p>
<p>自然環境保全 課</p> <p>今回の不適正事案に対し て執られた再発防止策が、 環境管理課においては口頭 周知のみであることや、対 策がとられた後も2件の支 払事務の遅延が見受けられ たこと、また、自然環境保 全課においても会議開催後 の事前決裁書の起案が1件 発生していることから、今 後は適正に処理するととも</p>	<p>課内全職員に、会議前の事前決裁 起案の徹底など再発防止策を周知徹 底した。今後、再発防止策を徹底の うえ、適正な会計処理に努める。 また、収支等命令者、出納員、会 計職員としての職責の重大性を再認 識し、支払手続きの進捗状況の管理、 会計書類の厳正な審査を徹底してい く。</p>	<p>岐阜県イタセンバラ生態 域外保全技術検討会につい て、委員追加に係る設置要 領の改正手続き等に不備が あったほか、プロポーザル 選定委員会及び野生鳥獣保 護管理検討会に係る書類の 不備など公の公文書管理の 不備が見受けられたので、 速やかに措置するとともに、</p>	<p>岐阜県イタセンバラ生態域外保全 技術検討会における委員追加の決裁 手続きは完了済みである。また、 プロポーザル選定委員会及び野生鳥 獣保護管理検討会に係る書類につ いては、他の文書ファイルで保管され ていたことを確認したほか、再議によ り、書類を一式揃えた。今後は、各 年度、各事業別に書類をまとめるよ う職員に徹底し、適正な公文書の管</p>

指定管理者	1	1	0
計	8	4	4
出資・出捐団体	16	9	7
指導事項 補助金等交付団体	6	6	0
指定管理者	3	1	2
計	25	16	9
出資・出捐団体	0		
指導事項 補助金等交付団体	2	2	0
指定管理者	0		
計	2	2	0
出資・出捐団体	2	0	2
指導事項 補助金等交付団体	6	6	0
指定管理者	3	1	2
計	11	7	4
出資・出捐団体	0		
指導事項 補助金等交付団体	0		
指定管理者	0		
計	0		
合 計	46	29	17

平成25年10月1日から平成26年3月31日までに知事等関係機関から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

所管機関指摘事項：指摘の対象が、所管機関である事項

所管機関指導事項：指導の対象が、所管機関である事項

本課検討事項：団体を所管する本課に対して、是正又は改善を求める事項

財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

1 平成25年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
健康福祉政 策課	社会福祉法人岐 卓県福祉事業団	支出事務において、 次の不適正な事項が認 められたので、今後は 適正に処理されたい。 1 月刊誌「ケアスネー ジャー」の購入につ いて、納入時におけ る検査が行われてい なかった。 福祉有償運送サー ビス委託業務につい て、事前決裁におい て検査者が指定され ておらず、事前決裁 起案者が検査を実施 していた。	1 月刊誌「ケアスネー ジャー」は、図書館へ 直接納品されるため、 図書館から岐卓県福祉 事業団へ、納入があつ た旨の通知及び雑誌の 表紙の写しを送っても らうこととし、事業団 にて確認後、検査を行 う旨、報告を受けた。 2 平成25年度において は、事前決裁で起案者 とは別の者が検査者と して指定し、指定され た者が検査を行ってい る旨、報告を受けた。 再発防止の取組み ・ 経理規程等を再確認 し、規程に基づいた事 務手続きを行うよう事 務担当者会議等におい て周知徹底を図る。 ・ 事務担当者のみなら ず、会計責任者、出納 員等複数職員での確認 を徹底する。 上記2点について、報 告を受けた。

補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置

又ボーツ健 康課	白川町 (ぎふ清流国体 市町村競技施設 整備費補助金)	ぎふ清流国体市町村 競技施設整備費補助金 (平成23年度)におい て、ライフル射撃競技 リハーサル大会の銃器 保管庫設置費について 既に交付を受けていた にもかかわらず、第67 回国民体育大会競技別 リハーサル大会補助金 (平成23年度)の補助 対象経費として重複し て申請し、交付を受け ていたことにより、第 67回国民体育大会競技 別リハーサル大会補助 金(平成23年度)47,0 00円が過大受給となっ ていたので、速やかに 措置するとともに、今 後は適正に処理され たい。	ぎふ清流国体市町村 競技施設整備費補助金 (平成24年度)におい て、既にぎふ清流国体 会場地市町村運営交付 金(平成24年度)の補	白川町において、以下 のとおり処理され、その 報告を受けた。 同町は、補助金47,000 円を過大に受給していた ことを確認のうえ、訂正 した実績報告書を平成26 年3月5日付けで提出し た。 平成26年3月6日付け で返還命令を受けた補助 金は、平成26年3月12日 に県へ返還し、また、こ の返還に伴う加算金9,85 5円は、平成26年3月20 日に県に納入した。 同町からは、平成26年 3月12日付けの文書によ り、補助金交付に係る関 係通知の内容を十分に理 解のうえ、補助対象経費 を把握し、事務処理を行 うが、特に、今回のよう に同様な補助事業の執行 にあつては、他補助事業 の補助対象経費としてい ないかを担当者のみならず、 教育課壮健学習グループ 職員も点検することで誤 った処理を未然に防ぐこ とを徹底する。また、今 回の事例を課題とした職 員研修を行い、その防止 に努めるとの報告を受け た。	<p>助対象経費として交付 を受けていたライフル 射撃競技に使用した銃 器保管庫の機械整備費 について、重複して申 請し、交付を受けてい たことにより、補助金 43,000円が過大受給と なっていたので、速や かに措置するとともに、 今後は適正に処理され たい。</p> <p>した実績報告書を平成26 年3月5日付けで提出し た。 平成26年3月6日付け で返還命令を受けた補助 金は、平成26年3月12日 に県へ返還し、また、こ の返還に伴う加算金4,70 8円は、平成26年3月20 日に県に納入した。 同町からは、平成26年 3月12日付けの文書によ り、補助金交付に係る関 係通知の内容を十分に理 解のうえ、補助対象経費 を把握し、事務処理を行 うが、特に、今回のよう に同様な補助事業の執行 にあつては、他補助事業 の補助対象経費としてい ないかを担当者のみならず、 教育課壮健学習グループ 職員も点検することで誤 った処理を未然に防ぐこ とを徹底する。また、今 回の事例を課題とした職 員研修を行い、その防止 に努めるとの報告を受け た。</p>							
又ボーツ健 康課	白川町 (ぎふ清流国体 市町村競技施設 整備費補助金)	ぎふ清流国体市町村 競技施設整備費補助金 (平成24年度)におい て、既にぎふ清流国体 会場地市町村運営交付 金(平成24年度)の補	白川町において、以下 のとおり処理され、その 報告を受けた。 同町は、補助金43,000 円を過大に受給していた ことを確認のうえ、訂正	<p>指定管理者</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="399 1176 478 1310">所管機関名</td> <td data-bbox="399 1321 478 1500">団体名 (施設名称)</td> <td data-bbox="399 1512 478 1758">監査結果</td> <td data-bbox="399 1769 478 2072">講じた措置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1176 391 1310">子ども家庭 課</td> <td data-bbox="263 1321 391 1500">社会福祉法人岐 阜県福祉事業団 (岐阜県立白鳩 学園)</td> <td data-bbox="167 1512 391 1758">自家用電気工作物の 保安管理業務に係る検 査事務において、業務 完了時における検査が 行われていなかったの で、今後は適正に処理 されたい。</td> <td data-bbox="167 1769 391 2072">指摘事項について当該 法人に対応を求めたとこ ろ、以下のとおり報告を 受けた。 指摘事項については、 指摘を受けて以後、指定 検査者が検査を行うよう</td> </tr> </table>	所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置	子ども家庭 課	社会福祉法人岐 阜県福祉事業団 (岐阜県立白鳩 学園)	自家用電気工作物の 保安管理業務に係る検 査事務において、業務 完了時における検査が 行われていなかったの で、今後は適正に処理 されたい。	指摘事項について当該 法人に対応を求めたとこ ろ、以下のとおり報告を 受けた。 指摘事項については、 指摘を受けて以後、指定 検査者が検査を行うよう
所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置									
子ども家庭 課	社会福祉法人岐 阜県福祉事業団 (岐阜県立白鳩 学園)	自家用電気工作物の 保安管理業務に係る検 査事務において、業務 完了時における検査が 行われていなかったの で、今後は適正に処理 されたい。	指摘事項について当該 法人に対応を求めたとこ ろ、以下のとおり報告を 受けた。 指摘事項については、 指摘を受けて以後、指定 検査者が検査を行うよう									

			改善した。 今後は、経理規程等を再確認し、指定検査者が検査を行うよう事務担当が会議等において周知徹底し、適正な事務処理を行う。
--	--	--	--

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置
出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
健康福祉政 策課	社会福祉法人岐 阜県福祉事業団	平成24年度の決算において、車両運搬具として登録されていたフルリクライニング型車椅子に係る(大区分)「固定資産売却損・処分損(売却原価)」1件2,869円について、(中区分)「車両運搬具売却損・処分損(売却原価)」に計上すべきところ、(中区分)「器具及び備品売却損・処分損(売却原価)」に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項については、過年度分であり、修正が不可能であるため、以後このような誤りがないう注する旨、報告を受けた。 再発防止の取組み ・ 科目の誤りがないよう、事務担当者のみならず、会計責任者、出納員等複数職員での確認を徹底する旨、報告を受けた。
地域医療推 進課	地方独立行政法 人岐阜県総合医 療センター	ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理委託業務に係る検査事務において、検査調書が作成されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、対応を求めたところ、今後は職員が行う会計処理の妥当性について、担当者だけでなく担当チームや課長等、複数のチェック体制で確認し、規程厳守を徹底する旨の報告を受けた。

地域医療推 進課	地方独立行政法 人岐阜県総合医 療センター	ポリ塩化ビフェニル 廃棄物(特別管理産業 廃棄物)処理委託業務 及び本館エレベーター ロープ等取替改修工事 に係る契約事務におい て、見積書の徴取を省 略できない契約である にもかかわらず、見積 書が徴取されていなかっ たので、今後は適正に 処理されたい。	指導事項について、対 応を求めたところ、今 後は職員が行う会計処理 の妥当性について、担当者 だけでなく担当チーム 等、複数のチェック体制 で確認し、規程厳守を徹 底する旨の報告を受けた。
地域医療推 進課	地方独立行政法 人岐阜県立多治 見病院	ポリ塩化ビフェニル 廃棄物(特別管理産業 廃棄物)処理委託業務 に係る契約及び検査事 務において、次の不適 正な事項が認められた ので、今後は適正に処 理されたい。 1 見積書の徴取を省 略できない契約であ るにもかかわらず、 見積書が徴取され ていなかった。 2 検査調書を作成す べきところ、契約上 の義務を履行した旨 の届出書等の余白に 検査済の旨及びその 年月日を記載し、記 名することで行って いた。	指導事項について、対 応を求めたところ、契約 時に請負者に対して契約 内容を説明することや、 担当者だけでなく担当チ ーム等、複数人による履行
地域医療推 進課	地方独立行政法 人岐阜県立多治 見病院	清掃管理委託業務に 係る契約事務において、 業務仕様書に規定する 契約締結後1週間以内 に提出すべき作業計画 書等の書類が提出され	指導事項について、対 応を求めたところ、契約 時に請負者に対して契約 内容を説明することや、 担当者だけでなく担当チ ーム等、複数人による履行

<p>地域医療推進課</p> <p>地方独立行政法人岐阜県立多治見病院</p>	<p>ていなかっただので、今後は適正に処理された</p>	<p>管理を徹底する旨の報告を受けた。</p>										
<p>地域医療推進課</p> <p>地方独立行政法人岐阜県立多治見病院</p>	<p>院内保育事業運営費助成金の交付事務において、実績報告を受け、実績報告を受け、場合によっては助成の成果や条件の適合性を調査して交付すべき助成金の額を確定し協議会へ通知すべきところ、通知が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、対応を求めたところ、今後は職員が行う補助金交付事務について、担当者だけでなく担当チーム等、複数のチェック体制で確認することとし、要綱に基づき事務処理を徹底する旨の報告を受けた。</p>										
<p>地域医療推進課</p> <p>地方独立行政法人岐阜県立多治見病院</p>	<p>フロアスウィッチ更新工事に係る契約事務において、契約の保証について第三者による公共工事履行保証証券が付けられ、契約保証金について納付を免除しているにもかかわらず、工事請負契約書に契約保証金の額を記載していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、対応を求めたところ、今後は職員が行う契約事務について、担当者だけでなく担当チーム等、複数のチェック体制で確認することとし、適正な処理を徹底する旨の報告を受けた。</p>										
<p>地域医療推進課</p> <p>地方独立行政法人岐阜県立多治見病院</p>	<p>臨床研修コンテント制作委託業務に係る契約事務において、毎月、その月の委託業務を完了したときに提出しなればならないと契約に定められている報告書が提出されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、対応を求めたところ、契約時に請負者に対して契約内容を説明することや、担当者だけでなく担当チーム等、複数人による履行管理を徹底する旨の報告を受けた。</p>										
<p>固定資産の管理事務において、次の不適正</p>	<p>指導事項について、対応を求めたところ、理事</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="933 1164 1436 1310">見病院</th> <th data-bbox="933 1310 1436 1500">団体名 (補助金等の名称)</th> <th data-bbox="933 1500 1436 1758">監査結果</th> <th data-bbox="933 1758 1436 2098">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="933 1164 1436 1500"></td> <td data-bbox="933 1310 1436 1500"> <p>人づくり文化課</p> <p>学校法人聖徳学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)</p> </td> <td data-bbox="933 1500 1436 1758"> <p>岐阜県私立学校教育振興費補助金(岐阜県聖徳学園高等学校)において、補助対象外経費を誤って計上していたことにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p> </td> <td data-bbox="933 1758 1436 2098"> <p>当該法人に対し、左記に対する改善処理状況を文書により報告を求めたところ、法人から、今後は、交付要綱等関係通知をよく確認し、補助対象経費を十分に把握するとともに、補助対象経費の算定においては、複数名で確認すること等により適正な事務処理を行う、との改善策が示された。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="933 1164 1436 1500"> <p>な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 事務局長により行われることとされている固定資産の現物と固定資産台帳との照合結果の理事長への報告が行われていなかった。</p> <p>2 器械備品に資産管理ラベルを貼り付けるべきところ、行われていないものがあつた。</p> </td> <td data-bbox="933 1500 1436 1758"> <p>長への報告及び資産管理ラベルを貼付したことや、今後は固定資産の管理事務の適正な処理を徹底する旨の報告を受けた。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	見病院	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置		<p>人づくり文化課</p> <p>学校法人聖徳学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)</p>	<p>岐阜県私立学校教育振興費補助金(岐阜県聖徳学園高等学校)において、補助対象外経費を誤って計上していたことにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該法人に対し、左記に対する改善処理状況を文書により報告を求めたところ、法人から、今後は、交付要綱等関係通知をよく確認し、補助対象経費を十分に把握するとともに、補助対象経費の算定においては、複数名で確認すること等により適正な事務処理を行う、との改善策が示された。</p>	<p>な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 事務局長により行われることとされている固定資産の現物と固定資産台帳との照合結果の理事長への報告が行われていなかった。</p> <p>2 器械備品に資産管理ラベルを貼り付けるべきところ、行われていないものがあつた。</p>	<p>長への報告及び資産管理ラベルを貼付したことや、今後は固定資産の管理事務の適正な処理を徹底する旨の報告を受けた。</p>
見病院	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置									
	<p>人づくり文化課</p> <p>学校法人聖徳学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)</p>	<p>岐阜県私立学校教育振興費補助金(岐阜県聖徳学園高等学校)において、補助対象外経費を誤って計上していたことにより補助対象経費が過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該法人に対し、左記に対する改善処理状況を文書により報告を求めたところ、法人から、今後は、交付要綱等関係通知をよく確認し、補助対象経費を十分に把握するとともに、補助対象経費の算定においては、複数名で確認すること等により適正な事務処理を行う、との改善策が示された。</p>									
<p>な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 事務局長により行われることとされている固定資産の現物と固定資産台帳との照合結果の理事長への報告が行われていなかった。</p> <p>2 器械備品に資産管理ラベルを貼り付けるべきところ、行われていないものがあつた。</p>	<p>長への報告及び資産管理ラベルを貼付したことや、今後は固定資産の管理事務の適正な処理を徹底する旨の報告を受けた。</p>											

<p>保健医療課</p> <p>社会福祉法人 楽山・杜の会 (障害者自立支援大規模生産設備整備事業費補助金)</p> <p>障害者自立支援大規模生産設備整備事業費補助金において、補助金交付要綱で実績報告書の提出期限は補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日までと規定されているところ、期限までに提出されていないから処理されたい。</p> <p>当該法人から、以下のとおり対応するとの報告を受けた。 今後は、補助金交付要綱により規定されている報告期限を遵守する。</p>	<p>経費を十分に把握するとともに、補助対象経費の算定においては、複数名で確認すること等により適正な事務処理を行う、との改善策が示された。</p>				
<p>スポーツ健康課</p> <p>岐阜県/レジャー協会 (スポーツレジャー・ドクター等活用支援事業交付金)</p> <p>スポーツレジャー・ドクター等活用支援事業交付金において、交付金交付要綱で実績報告書の提出期限は交付日までと規定されているところ、期限までに提出されていないから処理されたい。</p> <p>指導事項について、当該団体から、以下のとおり対応するとの報告を受けた。 監査結果については、理事会、常任理事会、競技力向上対策委員会等で周知徹底する。 今後、岐阜県からの補助により事業を行う際には、事務局内に、補助事業執行管理者を置き、書類等の提出期限等についての執行管理を監督する。</p>	<p>完了の日から起算して30日を経過した日までと規定されているところ、期限までに提出されていないから処理されたい。</p> <p>出書類を、定期的(3か月ごと)に事務局長・財務委員長に提出し、進捗状況の共有を図る。 その際、書類の提出期限が迫っている事業の担当者は、必要書類の収集、提出書類の作成を促す。</p>				
<p>スポーツ健康課</p> <p>白川町 (ぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金)</p> <p>ぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金(平成24年度)において、補助金交付要綱で実績報告書の提出期限は補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までと規定されているところ、6件のうち2件について期限までに提出されていないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>指導事項について、対応を求めたところ、平成26年3月12日付け文書により、以下のとおり行う旨の報告を受けた。 今後は、事業の進行管理を担当者のみならず、担当グループ長も把握することで実績報告書を規定された期限内に提出できるように、岐阜県補助金等交付規則や交付要綱に則った事務処理を徹底する。また、今回の事例を課題とした職員研修を行うなど、その防止に努めるとの報告を受けた。</p>	<p>指導事項について、当該団体から、以下のとおり対応したとの報告を受けた。 今後、岐阜県からの補助により事業を行う際には、交付要綱に記載の提</p>				
<p>指定管理者</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="391 1164 470 1500"> <p>所管機関名</p> <p>障害福祉課</p> </td> <td data-bbox="391 1500 470 1758"> <p>団体名 (施設名称)</p> <p>社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立サニーヒルズみずなみ)</p> </td> <td data-bbox="391 1758 470 2049"> <p>監査結果</p> <p>食事提供業務委託に係る支出事務において、事前決裁で検査者を指定しないまま、検査を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p> </td> <td data-bbox="391 1164 470 2049"> <p>講じた措置</p> <p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 指導事項については、平成24年度中の事業団内部監査でも同様の指摘が</p> </td> </tr> </table>	<p>所管機関名</p> <p>障害福祉課</p>	<p>団体名 (施設名称)</p> <p>社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立サニーヒルズみずなみ)</p>	<p>監査結果</p> <p>食事提供業務委託に係る支出事務において、事前決裁で検査者を指定しないまま、検査を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 指導事項については、平成24年度中の事業団内部監査でも同様の指摘が</p>	<p>指導事項について、当該団体から、以下のとおり対応したとの報告を受けた。 今後、岐阜県からの補助により事業を行う際には、交付要綱に記載の提</p>
<p>所管機関名</p> <p>障害福祉課</p>	<p>団体名 (施設名称)</p> <p>社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立サニーヒルズみずなみ)</p>	<p>監査結果</p> <p>食事提供業務委託に係る支出事務において、事前決裁で検査者を指定しないまま、検査を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置</p> <p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受けた。 指導事項については、平成24年度中の事業団内部監査でも同様の指摘が</p>		
<p>スポーツ健康課</p> <p>岐阜県/ボランティア協会 (国体トップアスリート招聘事業交付金及び東日本復興支援トップアスリート招</p> <p>国体トップアスリート招聘事業交付金及び東日本復興支援トップアスリート招聘事業交付金において、交付金交付要綱で実績報告書の提出期限は交付事業</p>	<p>経費を十分に把握するとともに、補助対象経費の算定においては、複数名で確認すること等により適正な事務処理を行う、との改善策が示された。</p>				

			あり、平成25年度の業務委託に関する契約に関する事前決裁からすでに改善済みであることを確認した。 今後の再発防止の取り組みについては、事業団内の事務担当者会議等において、規定に基づいた事務手続きを行うよう、経理規定等の再確認を行うとともに、事務担当者のみならず、会計責任者、出納員等複数職員での確認を徹底することとした。
--	--	--	---

(3) 監査結果（所管機関指摘事項）に基づき講じた措置
補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
又スポーツ健康課	白川町 (ぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金)	白川町に対するぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金（平成23年度）において、ライフル射撃競技リハール大会の銃器保管庫設置費について既に交付していたにもかかわらず、第67回国民体育大会補助金（平成23年度）の補助対象経費として重複して交付したことにより、第67回国民体育大会競技リハール大会補助金（平成23年度）47,000円が過	白川町に対して過大に交付していた補助金47,000円について、同町は、その補助金が過大交付となっていたことを確認のうえ、訂正した実績報告書を平成26年3月5日付けで当課へ提出した。当該は、同日に受理のうえ、3月6日付けで返還命令を行った。 その補助金は、平成26年3月12日に県に返還したことを確認し、この返還に伴う加算金9,855円は、平成26年3月20日に納入したことも確認した。
又スポーツ健康課	白川町 (ぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金)	白川町に対するぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金（平成24年度）において、既にぎふ清流国体会場地（平成24年度）の補助対象経費として交付していたライフル射撃競技に使用した銃器保管庫の機械整備費について、重複して交付したことから、補助金43,000円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	白川町長に対して、補助金の適正な執行を行い、そのための措置を講ずるよう平成26年3月3日付けで文書通知をした。 今後、当該として、今回の事態のように特定の経費を、複数の補助事業において補助対象経費として申請できる補助事業を制定したときは、重複した交付とならないよう事前協議書、交付申請書及び実績報告書の審査にあたっては、担当者と係長の職員で行うこととし、事態の発生を未然に防ぐこととした。

今後、当該として、今回の事態のように特定の経費を、複数の補助事業において補助対象経費として申請できる補助事業を制定したときは、重複した交付とならないように事前協議書、交付申請書及び実績報告書の審査にあたっては、担当者として長の職員で行うこととし、事態の発生を未然に防ぐこととした。

(4) 監査結果(所管機関指導事項)に基づき講じた措置
補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
人づくり文化課	学校法人聖徳学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	学校法人聖徳学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において、補助対象外経費を誤って計上していたことにより補助対象経費が過大となっており、費課における実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。	当該法人に対し、補助金の申請にあたっては、補助対象経費に十分留意し、総勘定元帳等関係書類との整合性を図り、その確認を複数で行うよう指導した。 当該での実績報告書の審査及び確認に際しては、更に注意を払って確認業務を行い、事務処理を適正に行うこととする。
人づくり文化課	学校法人西濃学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	学校法人西濃学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において、教育研究経費の算定誤りにより補助対象経費が過大となつて	当該法人に対し、補助金の申請にあたっては、補助対象経費に十分留意し、総勘定元帳等関係書類との整合性を図り、その確認を複数で行うよう

保健医療課	社会福祉法人楽山・社の会 (障害者自立支援大規模生産設備整備事業費補助金)	社会福祉法人楽山・社の会に対する障害者自立支援大規模生産設備整備事業費補助金において、補助金交付要綱で実績報告書の提出期限は補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日までと規定されているところ、期限までの提出及び受理がされていなかったため、今後は適正に処理されたい。	社会福祉法人楽山・社の会 (障害者自立支援大規模生産設備整備事業費補助金)	社会福祉法人楽山・社の会に対する障害者自立支援大規模生産設備整備事業費補助金において、補助金交付要綱で実績報告書の提出期限は補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日までと規定されているところ、期限までの提出及び受理がされていなかったため、今後は適正に処理されたい。	団体に対し、交付申請書や実績報告書等の関係書類の提出について、交付要綱の規定に基づき遅滞のないように指導した。 また、今後は補助金の交付にあたっては、対象団体に対し交付要綱等の関係規定を遵守するよう再徹底を行う。
スポーツ健康課	岐阜県バレーボール協会 (スポーツリーダー・ドクター等活用支援事業交付金)	補助金の適切な執行のため、団体に対し平成26年4月に交付金事業会計担当者説明会を実施するとともに、事務処理体制の強化に努めるよう指導することとした。 今後は、事業関連書類及び確認にあたっては、複数の職員で団体の提出期限を共有し、団体の補助事業執行管理者に進捗状況についての執行管理を適正なものとする。	岐阜県ソフトボール協会 (国体トーナメント)	岐阜県ソフトボール協会に対する国体トーナメント招請事業	補助金の適切な執行のため、団体に対し平成26年4月に交付金事業会計

<p>スリート招聘事業交付金及び東日本復興支援トリアスリート招聘事業交付金)</p>	<p>担当者説明会を実施するとともに、事務処理体制の強化に努めるよう指導することとした。 今後は、事業関連書類及び確認にあたっては、複数の職員で団体の提出期限を共有し、団体から提出される事業報告にて進捗状況を把握することで、提出期限等についての執行管理を適正なものとする。</p>	<p>(岐阜県聴覚障害者情報センター) 聴覚障害者情報センターの管理に関する基本協定書」に各年度4回行うと定めているにもかかわらず、3回しか行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p> <p>日、平成26年2月21日に実地調査を実施した。今後は、基本協定書に基づき、各年度4回行うよう適正な処理に努めたい。</p>																								
<p>スボーツ健康課 白川町 (ぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金)</p>	<p>白川町に対するぎふ清流国体市町村競技施設整備費補助金(平成24年度)において、補助金交付要綱で実績報告書の提出期限は補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日までと規定されているところ、6件のうち2件について期限までの提出及び受理がされていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>白川町長に対して、補助金の適正な執行を行い、そのための措置を講ずるよう平成26年3月3日付けで文書通知をした。 今後、当課としては、岐阜県補助金等交付規則、交付要綱の規定を遵守することは交付決定の条件となっており、実績報告書の提出期限についても同様であることから、十分に理解したうえでその執行にあたり、事業の進捗状況を管理し、遅延した報告とならないように指導した。</p>																								
<p>指定管理者 所管機関名 障害福祉課</p>	<p>団体名 (施設名称) 一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会</p> <p>監査結果 指定管理者に対する業務実施状況の現地調査において、「岐阜県</p>	<p>一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所</p> <table border="1"> <tr> <th>氏名</th> <th>住 所</th> <th>職 名</th> </tr> <tr> <td>高木 由香里</td> <td>愛知県小牧市大字北外山五六一番地の二</td> <td>岐阜県調査委員 渡 辺 嘉 山</td> </tr> <tr> <td>内山 隆夫</td> <td>三重県四日市市大字東阿倉川六八二番地九</td> <td>岐阜県調査委員 平 岩 正 光</td> </tr> <tr> <td>中村 貢</td> <td>愛知県名古屋市区北味鏡五丁目一三三七番地</td> <td>岐阜県調査委員 鷗 井 直 誠</td> </tr> <tr> <td>丹羽 康文</td> <td>愛知県名古屋市区小幡南二丁目一三番一〇号</td> <td>岐阜県調査委員 石 井 良 寛</td> </tr> <tr> <td>吉岡 利樹</td> <td>愛知県稲沢市祖父江町神明津北下縄四八番地六</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山田 将光</td> <td>愛知県一宮市貴船一丁目四番地の一五</td> <td></td> </tr> <tr> <td>久保 綾乃</td> <td>愛知県北名古屋市鹿田東海九番地</td> <td></td> </tr> </table> <p>二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が当該事務を補助できる期間 平成二十六年四月三十日から平成二十七年三月三十一日まで</p>	氏名	住 所	職 名	高木 由香里	愛知県小牧市大字北外山五六一番地の二	岐阜県調査委員 渡 辺 嘉 山	内山 隆夫	三重県四日市市大字東阿倉川六八二番地九	岐阜県調査委員 平 岩 正 光	中村 貢	愛知県名古屋市区北味鏡五丁目一三三七番地	岐阜県調査委員 鷗 井 直 誠	丹羽 康文	愛知県名古屋市区小幡南二丁目一三番一〇号	岐阜県調査委員 石 井 良 寛	吉岡 利樹	愛知県稲沢市祖父江町神明津北下縄四八番地六		山田 将光	愛知県一宮市貴船一丁目四番地の一五		久保 綾乃	愛知県北名古屋市鹿田東海九番地	
氏名	住 所	職 名																								
高木 由香里	愛知県小牧市大字北外山五六一番地の二	岐阜県調査委員 渡 辺 嘉 山																								
内山 隆夫	三重県四日市市大字東阿倉川六八二番地九	岐阜県調査委員 平 岩 正 光																								
中村 貢	愛知県名古屋市区北味鏡五丁目一三三七番地	岐阜県調査委員 鷗 井 直 誠																								
丹羽 康文	愛知県名古屋市区小幡南二丁目一三番一〇号	岐阜県調査委員 石 井 良 寛																								
吉岡 利樹	愛知県稲沢市祖父江町神明津北下縄四八番地六																									
山田 将光	愛知県一宮市貴船一丁目四番地の一五																									
久保 綾乃	愛知県北名古屋市鹿田東海九番地																									

平成二十六年四月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社